

平成 29 年 12 月 15 日

◎梶原委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。（9 時 58 分開会）

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、12 月 19 日火曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることにします。なお、補正予算のうち、人件費の説明は、部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思ひますので、御了承願ひます。

《労働委員会事務局》

◎梶原委員長 最初に、労働委員会事務局について行ひます。

議案について、局長の説明を求めます。

◎川村労働委員会事務局長 12 月の補正予算について説明させていただきます。お手元の資料ナンバーの②、議案説明書の 188 ページでございます。当委員会の補正内容でございますが、職員の人件費のみでございます。今回の補正の理由といたしましては、今議会に上程されております職員の給与に関する条例の改正案に係ります給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによりますほか、職員の人事異動及び共済費負担率の変更によるものでございます。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行ひます。

（なし）

◎梶原委員長 質疑を終わります。

これで、労働委員会事務局を終わります。

《商工労働部》

◎梶原委員長 次に、商工労働部について行ひます。

議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行ひたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎中澤商工労働部長 商工労働部の提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、補正予算議案でございます。高知県議会定例会議案説明書②の 78 ページをお願

いたします。一般会計の補正予算の総括表でございます。こちらにございます商工労働部全6課の人件費につきまして、予算の増額または減額の補正をお願いしております。人件費以外では、産業創造課所管の債務負担行為の追加、雇用労働政策課所管の増額補正と繰越明許をお願いしております。このほかに流通団地及び工業団地造成事業特別会計でも補正がございますが、これも人件費のみでございます。

一般会計及び特別会計予算の人件費につきましては、私から一括して御説明を申し上げます。人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び期末勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更などによるものでございます。

人件費以外の補正の内容としましては、同じ資料の82ページをお願いいたします。産業創造課でございますが、コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱に基づきます指定企業が行う初期投資等に対します補助の債務負担行為の限度額の増額をお願いするものでございます。

続いて88ページをお願いいたします。雇用労働政策課所管分でございますが、ことしの10月21日から22日にかけての台風21号によりまして、被害を受けた中村高等技術学校の本館棟屋上の復旧工事などに係ります費用を計上させていただいております。

次の89ページです。繰越明許費でございます。同じく中村高等技術学校の浄化槽整備及びトイレ改修工事の年度内の業務完了が見込めなくなりましたので、繰り越しの承認をお願いするものでございます。提出議案の詳細につきましては、この後、担当課長から御説明をさせていただきます。

また、別資料の報告事項ですが、1件ございます。お手元の青色のインデックス、商工労働部の表紙に報告事項と記載されております資料をお願いいたします。こちらは、経営支援課から商工会議所等への監査の結果につきまして、御報告をさせていただきたいと思っております。詳細につきましては、後ほど経営支援課長から御説明を申し上げます。

以上、簡単でございますが、私からの総括説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 続きます、所管課の説明を求めます。

〈産業創造課〉

◎梶原委員長 まず、産業創造課の説明を求めます。

◎有澤産業創造課長 当課の平成29年度12月補正予算、債務負担行為の補正でございますが、御説明を申し上げます資料ナンバー①、平成29年12月高知県議会定例会議案（補正予算）の13ページをお願いいたします。コンテンツ企業立地促進事業費補助金に係る債務負担行為の限度額の増額変更をお願いするものでございます。

今回の補正予算の内容につきましては、青色のインデックス商工労働部の議案補足説明

資料の1ページ、赤色の産業創造課のインデックスがついたA4横書きの資料で御説明させていただきます。

I T産業やコンテンツ産業につきましては、地理的条件に立地が左右されにくく、また大規模投資が必要ないといった特徴があり、本県における立地が期待できる産業分野であると考えております。積極的に誘致活動を進めてきたところでございます。右上に記載をしておりますが、平成29年度に立地する企業に係る3年間の補助期間に係ります債務負担行為限度額といたしまして、1億528万7,000円をお認めいただいております。この限度額は、当初予算額の4,600万円余りと、企業誘致が順調に進み新規雇用数などの事業規模が想定を上回る見込みとなったことから、9月補正予算で増額した5,800万円余りとの合計額となっております。9月補正予算で増額をお認めいただいた3社に関しましては、表に記載をしております。上からゲームやVRコンテンツの開発を行う株式会社AVOCADO。次の段は、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用いたしまして、企業の広告宣伝などを行う株式会社コムニコ。3段目でございますが、漫画を活用して企業の広告宣伝などを行っております株式会社シンフィールドの立地、こちらが予定どおり決定してございます。この3社と並行して誘致活動を進めた結果、9月議会以降、新たに2社の立地が年度内に見込まれることとなりまして、執行予定額が1億8,182万6,000円になりましたことから、7,653万9,000円の増額をお願いするものでございます。

今回の補正に係ります立地見込み企業について、御説明をさせていただきます。表の下から2行目、企業名の欄に立地見込み企業対応分と記載しております。こちらが今回補正をお願いする分でございますが、立地を見込んでおります2社のうち、まず1社目は、スマートフォン上で動くゲームのアプリケーションの開発や運営を主な事業とする企業の新規の子会社の設立でございます。また、もう1社は情報通信ネットワークシステム、例えば、IoTを推進しますためのLPWA、Low Power Wide Areaでございますが、LPWAなどの利活用技術の研究開発を行っている企業の、県内への所在地の変更を予定しております。いずれも本社等は東京都でして、現在立地に向けた具体的な協議を進めているところでございます。今後、これらの立地企業と連携いたしまして、人材確保の取り組みを推進しますとともに、引き続きITコンテンツ関連企業の誘致に努め、新規雇用のさらなる創出に努めてまいります。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎下村委員 今回、本会議の一般質問でも、この関係はかなり細かく質問させていただいたんです。どんどん新規で会社が入っていただけるのはありがたいですし、今後もどんどんふやしていただきたいんですが、自分が一番心配するのは、働く人をどう確保していくかが一番ネックになってくると思っています。いろいろな手だてをやりながらカバーして

いくということなのですが、本当にうまくのっていける見込みがあるのか、見通しについても一回教えていただきたいんです。

◎有澤産業創造課長 9月補正でお認めをいただきました3社につきまして、表の上2つのAVOCADOとコムニコにつきましては、採用活動をしておりまして、当初立ち上げ時の必要人員は確保できております。確保の方法としましては、会社説明会の開催でありますとか、ハローワークでの募集を通じて人員の確保が進んできているところでございます。株式会社コムニコにつきましては、もう少し人員が欲しいということで、1月には私どもも全面的に協力しまして、会社説明会を行うこととしておりますし、現状でも約10名の応募が来ておりますので、一定人員の確保ができていくのではないかと考えているところでございます。これに加えまして、本議会でも答弁させていただいたところでございますが、来年度に向けまして、県内での人材育成、そのための講座をどのように充実強化を図っていくのか、それからU・Iターンで例えば県外で働いて首都圏で働いていらっしゃる方、エンジニアとして働いている方などを高知県の企業にうまくマッチングができないか、そういった取り組みもきちんと事業として整理しながら人材の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

◎下村委員 今回また2社追加になるということで、その2社についても人員確保の部分が一番ネックだと思うんです。スマートフォンのアプリであったりIoTであったり、本当に今から高知県として必要とする産業ですので、ぜひうまく行ってほしいんですけど、社員をきちんと確保できる体制になっているのかどうか、見通しはいかがでしょう。

◎有澤産業創造課長 これから立地をしていただく予定の2社につきまして、人員を確保するという意味では、1社は首都圏で行っている業務を高知で行いたいということでございますので、まず一つは本社の人員を一定、高知県に移してくることもお聞きしております。採用活動もこれから立地が正式に決定しましたら、本格的に進めていくということで、一定、人員の確保はできるのではないかと考えているところでございます。

◎下村委員 こうやって新しい企業をどんどん誘致していくわけなんですけど、そのときの補助の対象、基準というか、今後もこういうふうにどんどんうちもやりたいという会社が出てくると思うんですけど、入れていくときの、一番基本となる条件であったり、この会社は大丈夫だとか、ぜひ来てもらおうなどという部分については、どんなイメージを持たれているんでしょう。

◎有澤産業創造課長 誘致対象企業、ITコンテンツ企業に関しては、継続的に高知県で事業をしていただくこと、高知県の産業振興につながるということが一番大事だと考えております。雇用要件として、新規雇用を3名以上創出していただく条件もつけているところでございます。これに加えまして、ITコンテンツ産業、一くくりに申し上げましても、その中にはさまざまな業種があると思っております。その中で、私どもはお話しをいただき、

協議もしながら、高知県において本当にこの企業に頑張っていたいただきたいと思えるような企業をお話の中で詰めていきながら立地していただくと。そういう方向で、今後、誘致活動を進めていきたいと考えております。

◎**下村委員** この分野については本当に期待しているところですので、ぜひ、うまくいくように頑張ってください。

◎**横山委員** 今回、本議会の一般質問でも、よくITコンテンツ産業の話が出てきて、これから先、有望な企業立地の一つの類型と思うんです。例えば、先ほど課長の御説明があった立地条件とか、投資が比較的左右されない中において、これから先、誘致企業を獲得するに当たって高知県にどういう競争の優位性があるのか。全国的にやっているののではないかと思うんですが、高知県の中でこういうふうを獲得できているのは、何か競争優位性があるのかとと思っているんですけど。

◎**有澤産業創造課長** 競争優位性ということで申し上げますと、少しさかのぼりますが、平成22年の4月にまんがコンテンツ課をつくりまして、高知県の強みであります漫画をビジネスに生かしていくことをずっとやってまいりました。そういった中で、さまざまな取り組みをしてきていますが、首都圏のコンテンツ関連企業とのネットワークが形成されたり、逆にまんが文化も強みですから、そういった中でクリエイティブな人材が多いという評価もいただいていますので、人材が確保できるということ、そういったことも含めまして、高知県に立地したいという企業が出てきていると考えているところでございます。

◎**横山委員** そういう中で御努力されたのが今結実していると思いますが、先ほども下村委員がおっしゃられていますけど、人材確保で県内で人材を養成する、土佐MBAでコンテンツのものをやっているということですが、土佐MBA以外の人材育成の状況、土佐MBAの中でもっと磨き上げているもの、人材育成の状況はどうなんでしょうか。

◎**有澤産業創造課長** 今年度実施しております土佐MBAでは、アプリケーション開発の人材育成講座をメインとして実施しています。これは基礎技術編として、年度の前半を中心として、eラーニングを活用して人材を育てようと。プログラマー等々のエンジニアを育てるには、やはり一定の期間が必要だと思います。eラーニングを通じて基礎的な技術を学んでいただく機会を設けました。その講座は定員50名でしたが、50名が集まったと。年度の後半は応用編ということで、土佐MBAの講座を今まさにやっております。その中では、定員30名と設定しておりましたが32名の御参加をいただいて、例えば、ラズベリーパイという最新のデバイスがありますし、ソフトウェアもさまざまありますが、そういったことを実地で学んでいただく機会をつくっております。あとはゲームコースということで、ゲームの開発を県内の企業と連携して学んでいただく。長期講座で3月まで続きますが、その中で、人材の育成に努めているところでございます。

◎**横山委員** その50名の方が将来的に、誘致している企業とマッチングするような流れに

なるのでしょうか。

◎有澤産業創造課長 そういうことも狙いとして講座を実施しているところでございます。

◎横山委員 今、クラスターの形成ということで、こういうクリエイティブな人材であったり、首都圏のネットワークを使って企業誘致をしている中で、先ほど課長がおっしゃられた高知県のまんがコンテンツのクラスター形成など、企業間の連携が期待されると思うんですが、どういう状況でしょうか。

◎有澤産業創造課長 企業間の連携でありますとか、ITコンテンツのクラスターをつくりたいということで、コンテンツビジネス起業研究会というものを持っております。これはITでありますとか、コンテンツ企業の皆さんに加入いただいて、年間大体5回ぐらい勉強会、交流会を開催しているところでございます。その中で企業同士の連携が行われるようになって新たなビジネスにチャレンジしていただく動きも出てきておりますので、こういった取り組みは引き続き継続して取り組んでいきたいと考えております。

◎塚地委員 2つの新規分の立地場所は大体どこになるんですか。

◎有澤産業創造課長 今、具体的に立地場所の選定を行っていただいているところでございますので、また決まりましたら、次の委員会等々で御報告させていただきたいと思っております。

◎塚地委員 9月補正の分でも、3カ所とも高知市になっていて、中山間地のシェアオフィスを含めて、設備投資が余り必要のない企業の役割として、私たちの期待するところとしては、中山間地で頑張ってもらいたい思いがあるんですが、今までの企業の誘致状況で高知市がどれぐらいで高知市以外がどれぐらいか、わかりますか。

◎有澤産業創造課長 ITコンテンツ産業の誘致活動で申し上げますと、昨年度は南国市に1件立地していただきました。首都圏の企業が多うございますので、比較的、空港に近いところを選択される御意向が強うございます。一方で、中山間地域等シェアオフィスの利用促進で、入居促進の活動もしております。その中で、シェアオフィスで入居いただいた企業が9月補正予算をお願いしたところでございます。今年度2件、既に立地していただいて決定しておりますし、もう1件も年度内に決定すると。また、具体的にシェアオフィスに入居したいというお話も今いただいているところでございますので、シェアオフィスも見ていただきながら、高知市近辺だけではなくて、バランスよく中山間地域にもそういった企業が立地していただけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

◎塚地委員 それを進める上で、やはり高知市周辺部、先ほど言った利便性がどうしても出てくる。そうなるとう山間地に行く場合には、企業には一旦負担があるときに、補助要綱に傾斜配分的なものがあるんですか。例えば、このコンテンツの補助金に、山間地のシェアオフィスにした場合、補助が少し上乘せになるとか、そういう何かインセンティブが働くシステムにはなっていないんですか。

◎有澤産業創造課長 もともと補助金の性質として、ITコンテンツ産業については、雇用要件を3名以上で位置づけておりました、いかに高知県にITコンテンツ関連の雇用を生み出していくかが重要だという整理の中で補助金交付要綱をつくってございます。一方、中山間地域等シェアオフィスの補助金に関しましては、地域雇用の要件はつけておりません。まず、中山間地域のシェアオフィスに入居していただくことが重要だということで、補助金交付要綱をつくってございまして、中山間地域の入居だからと、要件を下げることにによりまして中山間地域等シェアオフィスへの入居を促進する考え方のもとに誘致活動を進めてございます。

◎塚地委員 それだとなかなか中山間地にいざなうのが、この要件を上回るものでなければ、周辺の利便性のあるところにこのコンテンツ企業も来るようになるのではないかと。どうやったら中山間地まで行ってもらえるかの工夫はどうですか。

◎有澤産業創造課長 先ほど申し上げましたが、補助金額の上乗せということではなくて、少しその補助金の適用対象となる要件、雇用要件等を引き下げることにによりまして、より多くの企業にシェアオフィスに目を向けていただける状態をつくり出すことをまず優先して、制度を運用してございます。委員がおっしゃることは宿題であろうかと思っておりますので、今後の入居状況も踏まえつつ、検討を進めていきたいと思っております。

◎土森委員 塚地委員の言われるとおりで、雇用だとか、中山間地域に誘致することが非常に効果が出てくると思うんです。今、学校の統合で休校になった学校などがあります。四万十市などでもそこへ出てきているIT産業があります。これなどは使えないわけですか。

◎有澤産業創造課長 県内にありますシェアオフィスについては、市町村でシェアオフィスとして認定をしたものへ入居事業者がありましたら、支援を行っていく形でございます。そういうシェアオフィスを広げていきたい、設置したいというお話もいただいております。そういった市町村の皆さんに、シェアオフィスの設置意欲を高めていただく勉強会もやっておりますので、そういった中でシェアオフィスをふやしていく、中山間地域に仕事をつくっていく取り組みは継続的に行っていくと考えております。

◎土森委員 そういう方針でやることは非常に重要だと思います。ぜひ、中山間地に目を向けていただいて、企業側にもそういう県の中山間に対しての政策があつて、もう集落がいっぱいやっていますよね。そういうことを理解していただくことも非常に重要なことではないかと思ひますし、例えば高知市内だとか、それから、郡部に行っても別に旅費だとかそんなことも全く必要ないと思うんです。ですから、地方に行っても負担という面では反対に軽減させられるのではないかと思ひます。よく検討してみてください。

◎梶原委員長 先ほど、塚地委員の質問への答えで立地場所については今後決定していくとおっしゃられましたが、どの分についてですか。ここへ書いてる3社はもう創業開始が

平成 29 年 12 月、上は 9 月ですけど 12 月と 12 月予定となっております。

◎有澤産業創造課長 こちらに会社名を入れている 3 社につきましては、既に立地場所が決定しております。いずれも高知市でございます。今後、立地が見込まれております 2 社につきましては、今、場所の選定作業をしているところでございます。

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

〈雇用労働政策課〉

◎梶原委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎山本雇用労働政策課長 当課からは、12 月補正予算議案 1 件を提出させていただいております。資料ナンバー②の議案説明書の 88 ページをお願いいたします。今回お願いいたしますのは、ことし 10 月 21 日から 22 日にかけての台風 21 号により、中村高等技術学校の本館屋上から雨漏りが発生し、2 階の一部に被害が生じたことから、右の説明欄の一番下の改修工事請負費にありますように、今後の被害防止のための屋上防水工事と、被害を受けた内装の復旧工事に必要となります 356 万 4,000 円について、新たにお願いするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明をさせていただきます。次の 89 ページをごらんください。本年度当初予算で御承認いただきました高等技術学校施設等整備事業費のうち、中村高等技術学校の浄化槽整備及びトイレ改修工事の管理委託料及び工事請負費 4,745 万 3,000 円の繰り越しを予定しております。これは、前年度繰り越しの承認をいただいた実施設計が、トイレ及び合併処理浄化槽の配置等の調整、水回り位置の変更などに日時を要し、ことし 9 月に完成いたしました。その実施設計書に基づき、10 月に入札を実施しましたが、参加申し込みはあったものの応札者がなく、不調となりました。そのためスケジュールを見直しましたところ、再度の入札の実施、それと工事着手から完成までの期間が少なくとも 6 カ月余りの日数が必要となりまして、年度内の業務完了が見込めなくなりましたことから、繰り越しの承認をお願いするものでございます。

以上で、平成 29 年 12 月補正予算及び繰越明許費の説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 直接、関係していないかもしれませんが、高知高等技術学校と中村高等技術学校の耐震診断と耐震化計画は、どんな状況ですか。

◎山本雇用労働政策課長 耐震の基準は満たしている状況でございます。建物が何分古うございますので、それ以外のところでいろいろ修理が必要な箇所が出てきておりますが、壊れたとか不都合が起こったところから順番に直していく計画で進めています。

◎塚地委員 耐震診断は全て済んで、大丈夫ということですか。

◎山本雇用労働政策課 そのとおりでございます。

◎塚地委員 見たときに、随分いろいろ古くて、いろいろな箇所も修繕が必要だと思った

ので、一番根本的なことが心配になって尋ねてみました。いろいろな作業棟もありますが、大丈夫なんですか。

◎山本雇用労働政策課長 ほかのところも大丈夫でございます。見た目は確かに外壁が剥がれてきたりという状況はありますが、外壁の診断等についても現在やっているところでございますし、必要な箇所については工事を行っていく予定でございます。

◎横山委員 工事に当たって、学生の授業は特に影響はないですか。

◎山本雇用労働政策課長 ことし、委員会の出先調査を会議室でやりましたが、あの建物でございまして、特に訓練をやっているところではございません。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で、商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続きまして、商工労働部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈経営支援課〉

◎梶原委員長 「商工会議所等への監査の結果について」、経営支援課の説明を求めます。

◎谷本経営支援課長 私からは9月議会、10月4日の委員会で中間報告をさせていただいておりました、須崎商工会議所における定期監査についての平成23年度以前の調査結果、このほかの商工会議所の定期監査の結果、また、商工会に対します追加監査の結果について御報告させていただきます。お手元の商工農林水産委員会資料（報告事項）青色の商工労働部のインデックスの赤色、経営支援課のインデックスがついたものをお開きください。A3版の2枚物でございます。報告をさせていただく分量、少々多くございます。若干お時間をいただきますこととお認めいただきたいと思います。

中身に入ります前に、前回の中間報告以降の商工会議所等への監査の動きを口頭で説明させていただきます。まず、須崎商工会議所に関しましては、平成23年度以前の資料が一部出てまいりましたので、その内容の確認と役職員に対する聞き取り調査を実施しており、その内容については後ほど資料の中で御説明をいたします。

また、須崎商工会議所以外の5つの商工会議所への監査は既に終了しました。高知商工会議所、安芸商工会議所、中村商工会議所、宿毛商工会議所の4会議所については、監査の結果、特段の問題点は確認できませんでした。しかしながら、土佐清水商工会議所におきましては、須崎商工会議所と同じような、事務局長人件費について、補助要件を満たしていないこと等が判明しましたので、その内容について資料で御説明をさせていただきます。

また、商工会、県内25ありますが、商工会への追加監査についてですが、前回の報告時、9月の時点では既に定期の監査は終了しておりました。そこで、商工業者名簿や小規模事

業者名簿、また会員名簿等を各商工会において再確認した上で、高知県商工会連合会を通じて県に報告するよう各商工会に指示しておりました。その報告は10月13日に出てきております。その中から、事務局長の人件費補助の要件となる組織率算定の分母に使う商工業者数や、経営指導員の人件費補助の要件となる小規模事業者数につきまして、別の統計資料であります経済センサスの数字に置きかえてみた場合に、要件に影響が出ると見込まれる9つの商工会をまず抽出いたしまして、組織率や小規模事業者数に重点を置いた追加の監査をいたしました。その追加監査の結果、補助要件に2つの商工会が抵触していることが判明いたしました。香美市商工会と南国市商工会でございますが、この2つにつきましてはまた資料で御説明いたします。9つのうち2つがそういう状況でしたが、残る7商工会につきましては、補助要件に適合していることを確認しております。今回、追加監査から外れております残る16の商工会につきましては、年度内に確認のための監査をしたいと考えております。

それでは、ここから先、資料を用いまして4つの商工会議所等につきまして、概要を説明してまいります。資料は2枚となっております。商工会議所等の状況を比較して確認できますように一覧表の形式をとっております。資料の見方ですが、一番上に商工会議所を横に並べております。縦にずっと見ていくと商工会議所ごとの状況がわかるようにしております。

最初に、須崎商工会議所から説明させていただきます。一番上、経過の欄でございます。10月4日の委員会報告以降の動きについてですが、10月17日に須崎商工会議所が臨時の議員総会を開いておりまして、この場で現場責任者でありました専務理事の解任を決めております。また、あわせまして、会頭が辞意を表明されております。11月29日には、平成24年度から平成28年度までの事務局長人件費に相当する補助金2,245万円が一括で返還されております。その下でございますが、確認した項目と内容の欄につきましては、前回報告させていただきましたとおりですので、説明は省略させていただきます。

2枚目に移っていただきまして、意図の有無の欄です。こちらには補助金の受給に関しまして、組織として不正の意図があったかどうかを確認した結果を記載しております。前回の委員会でも御説明しておりますが、須崎商工会議所では、会費収入については、予算額に見合うような収入があったように装うために、ほかの事業会計からの繰入金を会費収入としておりました。その結果として、組織率50%という補助要件と、もう一つの数的要件である会員1人当たりの会費収入が1万1,000円以上必要という補助要件を満たすことになっていたことを認めておりますことから、受給に関して一定の不正の意図があったと認められると記載してございます。2つ下の平成23年度以前の欄をごらんください。前回の委員会でも平成23年度以前について、今後さらに調査を行い事実関係を確認いたしますとお伝えしておりました。前回の委員会以降、我々の調査で出てまいりました資料は、平成

21年度から平成23年度までの会員名簿と総勘定元帳でございました。このうち総勘定元帳は、会費収入の箇所があることは確認できますが、個々の会員の名前は、誰々ほか何名とくくりでされている欄が相当ありました。また、実際に会費を納入したかどうかを確認する領収書の控えなどの証拠書類は、規定によりまして保存年限を超過して既に廃棄されておりまして、会員名簿と見比べて会員数の確定をすることができませんでした。この結果、平成23年度以前にさかのぼって組織率を算定することは断念せざるを得ませんでした。

続いて、経営指導員の人件費関係でございます。平成23年度以前がどうであったかを検証するためには、小規模事業者数が1,001人を超えていたかどうかの確認が必要になってまいります。そのためには、小規模事業者数は商工業者数の内数であることから、商工会議所が9月に実施した平成24年度までの商工業者数の調査をさらにさかのぼって進めていけばよいのですが、上の確認結果の欄、表が2つありますけれども、下の段をごらんください。これを見ますと、年々減少していることがわかりますが、この傾向から平成24年度以前は1,001人を超えていることが強く推認されますので、改めての推計はいたしませんでした。少し飛びまして、一番下の対応の欄をごらんください。補助金の返還につきましては、先ほど申し上げました11月29日に全額が返還されております。また加算金は、681万4,000円と確定しており、現在、請求中でございます。

次に、一番下、破線の下のところは黒丸で2点書いてございます。他会計からの繰り入れの決算を修正するよう指導と、もう一つ事業報告書の会員数の誤りを修正するよう指導とあります。それぞれ収支決算報告書、あるいは事業報告書に記載された内容に誤りがありますので、これを修正するように求めるものでございます。

須崎商工会議所につきましては以上です。

次に、土佐清水商工会議所の説明をいたします。1ページに戻っていただきまして、経過の欄ですが、9月7日と8日に今年度の定期監査に入っております。その際、商工業者名簿の整備に問題ありと思われたことと、組織率を算出するときに使う分子となる会員に、商工業者以外の方や市外の方が含まれていることを発見したため、急遽日程を追加いたしまして、須崎商工会議所で行ったように会員一人一人について、会費納入の確認や商工業者数の調査などを行い、商工業者数や会員数の確定作業を進めてまいりました。その結果、平成24年度から平成28年度にかけまして事務局長人件費と、平成27年度と平成28年度の経営指導員1名分の人件費について、補助要件の不適合が見つかりました。確認した項目と内容の欄をごらんください。まず、事務局長人件費について、黒四角で書いておりますが、組織率が50%以上であったかについての事実確認を行いました。①に書いてますが、土佐清水商工会議所では、会費徴収簿に基づいて会員数の報告をしております。これ自体は問題がないのですが、金融機関への振り込み依頼書と会員名簿を突合した結果、何年に

もわたって実際には会費が納入されていないにもかかわらず、納入確認欄に入金済みスタンプが押されている会員が20名以上含まれていることが確認されました。あわせて、協同組合など商工業者の定義には該当しない方が会員に含まれておりました。

続いて、②番の商工業者に関する記載ですが、こちらも須崎商工会議所と同じく、長期間、検証されていない商工業者数をベースに日常活動を通じて把握しました開業や廃業の情報だけで加除をした結果、実態との乖離が生じておりました。平成28年度の会員数と商工業者数について、監査前の数字と監査後の数字は（参考）というところに記載しております。続いてその下、黒四角の会員1人当たりの会費収入につきましても、会員数の確定を受けて再計算した結果でも要件を満たしていることを確認しております。一番下の経営指導員人件費関係ですが、商工業者数の確定作業に合わせて小規模事業者数の確定を行ったところ、次のページの中ほどの2つの表の下の表のとおり、平成26年度までは1,001人を超えていたのですが、平成27年度と28年度は1,001人を下回っております。

そのまま2ページで一番上に上がっていただきまして、意図の有無でございます。先ほどの会費徴収簿に会費が未納であるにもかかわらず入金済みのスタンプが押されていた件ですが、当時の担当者とその上司にそれぞれ聞き取り調査を行いまして、事実確認に努めました。しかしながら、上司の指示があったのか、なかったのかについて、それぞれ証言が食い違っておまして、そのほかの関係職員にも聞き取りを行いました。結局のところどちらが言っていることが正解なのか断定ができませんでした。そのため、補助金の受給に関して組織としての不正があったかどうかにつきましては、不明と言わざるを得ない状況にあります。その下、事実確認作業の欄をごらんください。会員数や商工業者数、小規模事業者数といった補助要件算定の基礎となる数字をどのように確定したかを記載しております。まず、会員数につきましては、年度ごとに会員名簿と金融機関への振替依頼書、領収書の控えなどを突合し、会員一人一人について会費をきちんと納めているかどうかを確認し、まずは会員の総数を調べました。先ほどの会費未納であるにもかかわらずスタンプが押されていたことを確認したのが、この作業の中でございます。それから、協同組合や病院など商工業者ではないものを特定し、これらを除外して組織率算定に用いる会員数を出しております。商工業者数、非商工業者数ですが、須崎商工会議所と同じように、私たちが現地に赴きまして監督する中で、商工会議所の職員が個別に電話や実地訪問を行い、業種や創業時期、従業員数などを確認して、表を作成して数を確定しております。

続きまして、下の確認結果ですが、灰色で塗りつぶしておりますが、事務局長人件費に関しては平成24年度から28年度まで、経営指導員人件費に関しては平成27年と28年度において、要件に適合していなかったことを確認しました。このため、一つ飛ばしまして一番下の対応欄でございますが、5年間の事務局長人件費として2,180万8,000円、2年間の経営指導員1人分の人件費として1,103万4,000円の合わせて3,200万円余の返還を

求めることとしております。この場合の加算金は、12月20日を納付日と仮定した場合、857万9,000円と試算しております。

上に戻っていただきまして、平成23年度以前の欄をごらんください。事務局長と人件費関係では会員名簿や総勘定元帳、領収書の控えなど証拠書類は既に保存期間を経過しており、廃棄されておりましたため、会員数等の確定はできない状況にあります。また、経営指導員人件費関係では、先ほどの須崎商工会議所と同様、補助要件に影響することはないということで改めての推計はいたしておりません。

一番下の破線の下のところをごらんください。黒丸で書いてありますが、事業報告書の会員数の誤りを修正するよう指導とあります。これは先ほどから説明いたしておりますとおり、事業報告書に記載しておりました会員数、この中に会費未納者等が含まれておりましたので、それを削除した正しい数字に修正するように求めるものでございます。

土佐清水商工会議所に関しましては以上です。

1ページ目に戻りまして、次は香美市商工会でございます。

◎梶原委員長 大体の経過と調査の手法等々は、それぞれ同様のものでわかりますので、なぜそういうことが起きたかの原因と、結果と今後の対応、そのあたりを。少しボリュームが多いので簡潔にお願いします。

◎谷本経営支援課長 県内の商工会、商工会議所に対しましては、9月末時点現在の数字を報告するように例年しております。今年度は須崎の事案がありましたので、特にこういうところに注意してくださいというものをつけ加えて、調査の通知をしたところです。それに対しまして10月に報告が上がってきましたが、香美市商工会議所から、調査途中で自分たちのやり方が間違っていたことに気がついて、調査をし直しているところで、もう少し時間が欲しいという相談がございました。2枚目の中ほどの表の確認結果ですが、そこで若干の時間をとり再調査した結果、組織率が平成24年度から平成28年度まで50%を割り込んでいることが判明しました。そのため、補助金の返還を求めることとしております。また、そのほか対応といたしまして須崎商工会議所に発したと同じような修正指示を出しております。

最後に、南国市商工会です。また1枚目に戻っていただきまして、ここは少し特殊な事情がありますので説明させていただきます。南国市商工会におきましては、去年の段階で50%を下回っていることが判明しましたので、去年、会員拡大の取り組み等を行うように指示しておりました。それに従って、会員拡大の取り組みをしていただいておりますが、この9月末時点での報告には回復したという報告が上がってきておりました。ところが、高知県商工会連合会の役員が再度念押しの確認をいたしましたところ、実は会員の中に長期間会費を納めていない方を含めていたことがわかったという事案でございます。そのため我々が再度、追加の監査に入って帳簿類を検査した結果、2枚目の中ほどの表ですが、

組織率が 50%を割り込んでいることが判明したものです。このため、ほかの商工会、商工会議所と同じように、行き過ぎた補助金につきまして返還を求めることとしております。

以上が、この 4 つの商工会、商工会議所に関する監査結果についての報告です。

◎梶原委員長 各委員の質疑の前に、必ず質問が出ると思うので先に聞きます。土佐清水商工会議所の意図の有無は不明で、未納者を納入済みにした点について関係者間で相反する証言がある。それは当時の担当の上司からそうしなさいと言われたという人か、上司は言ってないというとか、そこをもう少し現時点で県が聞き取りした範囲で関係者も含めて詳しく説明してもらわないと。結局はそこが組織としての意図があったのかどうか。意図は不明と書かれていますが、意図があったかどうかが不明なので、そこをもう少し詳しく説明して初めて委員も質問ができると思うので、その説明だけもう少し教えていただけますか。

◎谷本経営支援課長 担当者へのヒアリングでは、実際にその名簿への消し込み作業を行った担当者は 1 人でございます。

◎梶原委員長 消し込み作業とは、入金済みスタンプの押印作業のことを言っているんですか。

◎谷本経営支援課長 はい。それによって何人から会費が入っているかわかりますので、その作業をした職員へのヒアリングでは、時期は明確には覚えていないが、当時の上司、事務局長と専務理事 2 人がいる席で、監査前には数字のつじつまが合うようにしておくようにと指示があったということでございました。一方、当時の指示をしたとされる役職員にヒアリングをしましたが、そういう記憶はないというところで食い違っておりまして、そこはいつまでたってもどちらかわからないこととございます。

◎梶原委員長 けれど、未納の方に対する納入済みの押印がされている事実があるんですよね。

◎谷本経営支援課長 はい。帳簿を見る限り、それは事実であると。

◎梶原委員長 わかりました。それも踏まえて、質疑を行います。

◎中内委員 この定期監査は、各部署を毎年やっているわけですか。

◎谷本経営支援課長 現在は県内に 31 ある商工会、会議所を全て回っております。

◎中内委員 現在ではなくて、過去において。

◎谷本経営支援課長 平成 25 年度以降は、全て回っております。平成 24 年度までは隔年でやっておりました。

◎中内委員 監査の質というと失礼に当たるかもわからないけど、監査するときの視点が悪いんです。平成 24 年から始まって全部書いてあるが、過去にさかのぼって、これらやっているのか。やっていないのではなかったですか。

◎谷本経営支援課長 確かに過去これまでの監査ではわかり得なかったこととございます。

大きな要因を幾つか挙げさせていただきますと、商工業者数や小規模事業者数、あるいは会員数などは、それぞれの商工会、会議所が総会に報告いたします収支決算報告書や事業報告書に記載しておるもので、多数の会員に共有、公表される資料であることから、我々監査する側にしてみれば、信用するに足る資料だという認識があったということでございます。また、監査をするときのチェックポイントを幾つも持っておりまして、大きく分けて105項目あるんです。その項目チェックの際には、商工業者の定義に照らして除外すべきものがないか、例えば医療法人、社会福祉法人、NPO法人といった商工業者でないものが含まれていないかという視点でチェックをしましょうということになっておりまして、実際に1件1件の会員が会費を納めているかどうかという全件調査まではしておりませんでした。

◎中内委員 監査はそんなものではないと思うんです。もっと厳しさを持ってやるのが監査ですからね。向こうの出す資料が正しいという判断で知らなかったと言っておりますが、そういうことこそ調べないといけない。平成24年からずっと調べてきて出しているが、もっと監査がしっかりしておったら、これほど大きな額に膨れ上がっていないと思う。

◎中澤商工労働部長 先ほど、最初の中内委員の御質問の中で、監査の質の問題だというお話がございました。先ほど、課長が申し上げましたが、今は監査を毎年やっております。105項目あります。それまでは隔年というお話を申し上げました。なぜ今こういう形になっているか調べてみますと、これまでの経過があるようでございます。あつてはならないことですが、過去に商工会におきまして、今回のような補助金の不正だけではなく、経理上の問題で、横領に当たる事件が発生したことがございます。そういったことは絶対あつてはならないということで監査105項目の中でも、資金の流れ、経理がしっかりその目的に使われているかに重点を置いた監査をここ近年はしてきた事実がございます。その結果として、委員の御指摘にありました、会員数、商工業者数については先ほど課長も申し上げましたが、公知の事実、公表されて多くの人の目に触れているものであるから、そこは聞き取りはもちろんいたしますけれども、1件1件の調査まではしなかったということでございます。ですが、今回こういう事態が発生しましたので、我々の監査のあり方についても当然これは反省しなければならないと思っております。今、検討している最中ですが、今回のことが起こった原因、1つは、会員数をきちんと資格があるかどうか確認ができていなかったこと。それから、商工業者数については何百人何千人といらっしゃいますので、なかなかリアルタイムに把握することは難しいんですが、今回全件調査をしましたので、それをもとにしっかりメンテナンスもしていくということ。3番目が、お話のありました我々の監査の体制。ただ、1つだけはお断りしておきたいんですが、我々の監査は、決して犯罪捜査の目的ではありませんし、商工会法、商工会議所法それぞれに定められておりますように、商工会あるいは商工会議所の適切な業務の運営に資するために必要な限度で

我々が指導的に監査に入る、そういう立場でございます。そういった立場を踏まえた上で、チェックすべきところはチェックしていく。そのための監査の我々の検査の体制のあり方、検査の仕方は大いに見直していく必要があると思っております。また詳細は、こういった今事実関係を確認した段階でございますので、今回の原因の分析をしっかり踏まえて、どういう監査を今後していくか、しっかり検討させていただきたいと思っております。

◎中内委員 これは、先ほども言いましたが、下の者は上司からの命令を受けて押したと。上司に問うとそんなことは言っていないと逃げ口上ですよ。どちらに転んでも、上司に責任があることは間違いないんですから。その辺はもっとはっきりした調査をして皆が納得のいくようにしないと、私はいつまでたってもこういうおざなりのような監査をして報告書を書いてそれで終わるような問題ではないと思いますので、誰がどうということは言いにくいかもしれませんが、けじめけじめで、大事なものは指摘をしながら進んでいく、そういう心構えで対応してみてください。

◎谷本経営支援課長 監査のあり方につきましては今部長からもありましたが、従来型でやっていくことではいけないという反省は大いにしておるところでございます。まだ検討段階ですが、我々の監査実施の方法、体制の見直しや監査職員のレベルの向上はもちろん、例えば、重点的なテーマを絞った監査をやるなど監査方法の工夫をして、緊張感のある監査になるように今まで以上に変わっていきたいと考えております。

◎大野委員 関連してなんですけど。この事業、元は国の補助事業だったとお伺いしたんですが、国がこの事業をやめた経緯と、こういう理由で県単事業でやっていこうとなったそもそもの経緯を教えてくださいなんですけれども。

◎谷本経営支援課長 地方分権の流れの中で、国の補助金が交付税措置されての実施に切りかわってきたということでございます。そのときに中身は基本的には踏襲してきたということです。

◎中澤商工労働部長 補足で申し上げます。以前は国の補助金として地方に交付され、県を經由して各商工会、商工会議所に交付をされていたと。国が交付要綱をつくりそれに基づいて執行していたことでございます。それが先ほど課長が申しあげましたように、地方分権、これだけではなくて、多くの事業が一般財源化、交付税化された時期がございました。その中のこれが一つであったということです。考え方としては全体の一般財源化、交付税化の根底には、その事業は国ではなくて地方自治体が責任を持って執行をすべきような事業は、基本的に地方に移管しましょう、一般財源化しましょうという流れの中のこれも一つであったと理解しております。

◎大野委員 基本は地域の商工業者を守っていくことが根底にはあると思うんです。これは、何年から県がやるようになったんですか。

◎中川商工労働副部長 平成18年から、国の事業から県の事業に変わっております。

◎大野委員 平成18年から県が主体でやることになったんですけど、その長い間、例えば県のチェック体制がどうだったのか。先ほど監査したときに、センサスで判断したことも言われましたが、簡単なことなんです。センサスで見ると大体商工業者の数などわかると思うので、そういうところは県も落ち度があったのではないかと、先ほどの中内委員の意見ではないですけど、思うんです。そういう点を含めて、この対応に関しては長年、金額的にも大きくなっています。そういうところに対しても、県も何らかの対処もしていく必要があるのではないかと考えています。

◎中澤商工労働部長 これまでの取り組みについては、先ほども申し上げましたように私ども大いに反省すべき点が多々あるかと思えます。監査の方法であったり、制度のあり方であったりときまざまあろうと思えますので、今回の教訓を踏まえて、来年度に向けて検討を今から開始したいと思っております。もう既に一部は検討を開始させていただいております。やはり、お話にありましたように地域の商工業者、中小企業者、小規模事業者の事業活動を支援するための組織が商工会、商工会議所です。私ども県の立場は、先ほど監査の場合で申し上げましたが、同じように、その活動を指導する立場でございます。ですから、今回、今後についても、この4つの商工会議所を含めて、商工会議所、商工会活動が適切に運営できるように、監査だけではなくて本来の事業がしっかりできるような立場で私どもも考えていかなければならないと思っております。

◎大野委員 そもそも論で、何のためにこの事業があるか、しっかりと対応していただきたいと思えます。

◎塚地委員 今、監査の問題が随分言われているんですけど。私は商工会法、商工会議所法に定められて、地域の商工業の経営の指導なり支援なりをするという、ある意味本当に公の立場の組織なんです。公の立場の組織でしかも経営指導をする。その組織がみずからの内部でこんなことを行っていたことは、一般の商工業者の皆さんから見た不信感は拭えないと思うんです。私はとても重大な問題だと。しかも意図が認められるということが2つのところから出されてきているわけです。意図が認められるということは、一定犯罪的な要素もあるという意味だと、私はこの「意図がある」という言葉の意味を捉えているんですが、そこらあたりの県の捉え方はどうなんですか。

◎谷本経営支援課長 犯罪に当たるかどうか、詐欺罪に当たるかどうかですが、公訴時効が7年となっておりますので、7年より前の関係者については告訴することはできないということがございます。

◎中澤商工労働部長 今回の意図があったかなかったかということ先ほどA3資料で御説明いたしましたが、それぞれの団体について一定の判断をしております。その意図が認められるとしている、あるいは不明もございしますが、これは一定の何らかの意図、その強弱というか明確であるかあいまいであるかは別にして、何らかの意図を持って、結果として

今回の場合、県は申請を信じて補助金を交付したという点でいいますと、詐欺罪の構成要件の一部に当たります。そのときに詐欺罪は構成要件がだます、欺罔行為ですね。それから、それによってこちらが信用する、それで交付をするといった構成要件がありますが、その大前提として、詐欺罪の場合は自然人であることがあります。今回のケースは、欺罔行為に当たるか当たらないか、意図があるかないかというところにかかわる話だろうと思うんですが、先ほど、例えば須崎商工会議所の場合であれば、組織として一定の意図があると私どもは判断いたしました。これは会計間の入り繰りをして会員数あるいは1人当たりの会費が、結果として補助要件をそれによって満たすということが確認できたので、それが補助要件を満たすということを当事者も言っているということから、組織として一定の意図があると申し上げました。ただ、それが誰の意図であって、誰がそういう明確な意思を持ってやったのかということは、それは私ども申し上げましたけども、私どもの監査は犯罪捜査の目的の監査でございません。我々ができる限りヒアリングをし、関係書類を調べた上で、そこまでが正直今申し上げまして限界だということでございます。だからそういう判断はしたけれども、一つはその自然人を特定できない。ですから、それを犯罪の詐欺罪の構成要件からすると、そこまでは私どもとしては、それ以上踏み込むことは難しいということでございます。

◎塚地委員 今、自然人を特定できないという話で、例えば須崎商工会議所などにすると一定の事務局長を置く、そのための補助金を出す、事務局長が雇用される。そのことによって須崎商工会議所の運営ができていたので、結局、組織に入ったお金で個人のもとに行ったわけではないので自然人として特定できないという考え方になっているわけですか。

◎中澤商工労働部長 個人のもとに行ったかどうかというよりは、誰々がそういう、そういうこともあると思います。結果として横領的な事例もあると思いますが、今回のケースは、県から交付された補助金は結果的に人件費という目的に使われております。県からの補助金を他に流用したといった事案は今回のケースに関しては一切ございません。ただその補助金を県に申請して取得したということに対して、県をだまして補助金をとったのかどうか。結果としてそういうことになっている認識はあったという証言がありますので、組織として一定の意図はあったと我々は判断したということです。ただ、それは誰がということまでは、我々の立場としてできる範囲の調査では特定は難しいということでこういう判断をさせていただいたということです。

◎塚地委員 今のお話が刑法上の問題になっていくかどうか、これからのことだとは思いますが、それはまた別に置いておいて。でも、それに匹敵する話なんだという捉え方が必要だと思うんですね。しかも、逆に個人ではなくて組織がそれを認めてきたということ自体の問題もすごく大きいわけですよ。むしろ逆に言うと、個人の流用のほうが個人を問題にすればいいんですが、今回の場合は組織がそうやって、みんなである意味、確認を

して、見逃してもきたし、認めてもきたという、この組織の体質そのものが大きく問題として問われることになると思うんです。今回、須崎商工会議所の場合は責任者も含めて役職もおりられたりということで、総会でのそれなりの対応をされてきていますが、やはり厳しく、会の中でも体質改善していく指導がこれからは私は必要だと思いますので、その点厳しく対応していただきたいとお願いしておきたいと思います。

◎中澤商工労働部長 おっしゃるとおりです。先ほど、私どもも反省しなければならないという点の中に、今後の指導的立場である県として、今回のこういった事件が起こった要因をしっかりと分析した上で、組織の問題とすればどこにあるのかを我々も確認、判断いたしますし、当然当事者である商工会議所の皆さん方にもそれを深く認識していただいた上で、これからの適切な本来の商工会議所、商工会の活動に歩みを再度、進めていただきたいという思いで、今後取り組みを進めさせていただきたいと思っております。

◎今城委員 補助要件、要綱の見直しはできないのですか。各県に移管されて、瀬戸際の商工会がたくさんあると思います。ゼロになるかももらえるかですばつといくんですけど、何か見直し点はないのか。

◎谷本経営支援課長 今回のことを受けまして、補助要件の見直しも一定しなければならないとは思っております。タイミングの問題もありますが、商工会、商工会議所の先にいる会員、地元の商工業者が相談に行ける場所をどう確保していくかも大事な視点でございますので、適切な職員配置がどのレベルなのかという視点で検討していきたいと考えております。

◎梶原委員長 見直しのできるものとできないものがありますよね。例えば、法令に基づく50%など、なかなか県がじゃあ見直しますと言ってできるものとできないものがあるところを、今後、即してどうしていくか。もう少し詳しく。

◎谷本経営支援課長 組織率の50%は、商工会法の中で、地域の商工業者の半数以上の加入があつて初めて設立ができ、存立ができるという規定がございますので、見直すのは非常に厳しいこととなります。そこはさておき、現場の第一線で活躍される経営指導員の配置数の問題などで何かしらの手が打てないか考えたいと思っております。

◎横山委員 先ほどの今城委員の質問に関連してですけど。要件を緩和するというか、現状にあわせて柔軟に対応していくことも必要かと思うんです。商工会、商工会議所の活動、先ほど塚地委員も言われた体質、そういうところもしっかり改善していった魅力ある商工会、商工会議所にしていくという両方の視点を持ってやっていかないと、いわば今厳しいから仕方がないでしょうみたいなところで落ちついてしまうと思うんです。そこら辺に関して御意見はどうでしょうか。

◎中澤商工労働部長 おっしゃるとおりだと思っております。運営費補助ですので、単に現状の商工会、会議所の活動が苦しいので補助の基準を緩めましょうという考え方は、我々

もとるわけにはいかないと思っております。今議会、知事も盛んに答弁の中で御説明をさせていただいておりますが、商工会、商工会議所は基本的に2次産業、3次産業の事業者様でございますが、1次産業の事業者も含めて、これだけ少子高齢化、人口減少が進んでいく、中山間の問題がますます厳しくなっていく、そういう状況の中で地域の事業者の方々が将来にしっかり明確な目標を持って事業をしっかり継続していただく、そういう今本当に大事な時期に来ていると思えます。そんな中でこの商工会議所の方々には、事業者の経営計画の策定という取り組みを昨年からさせていただいております、まさにその中心を担っていただかなければならない組織であります。将来に対してどういう活動をしていって、地域の事業者の方から信頼を得て、それで一体となって地域の事業者の発展を支えていくんだという商工会議所、商工会の経営計画的なものをしっかりここで改めて見直していただいて、その上で我々はその活動をサポートをしていく。そういう体制をしっかりとくり上げた上で、運営体制として県はどういう支援をすればいいのかという視点で見直しをしなければならないと思えます。ただ、先ほど来申し上げております基準の数値の考え方、特に分母に当たる事業者数については、平成18年に国から県に移管されて、さらに言いますと、国の時代から基準を見直していない。これは申しわけないんですが、やはり県として、その点も大いに反省しなければならないと思えます。一方で、これだけ人口が減って、地域の事業者が非常に経営に困っておられると。それに対して支える商工会、商工会議所の運営費を支える考え方が全然変わっていなかったということです、その点は猛省もしなければならないと思っております。そういったことを踏まえて、見直しについては検討していきたいと思っております。

◎横山委員 本当に部長のおっしゃるとおりだと思います。環境の変化が激しい中において、商工会に頼って生きていかななくてはいけない零細小規模業者が多い本県ですから、なくてはならない組織なので、先ほど言いましたけど、犯罪捜査のための監査ではないということだと思し、ならばこのことをもって、商工会、商工会議所の体質改善といいますか、またそういう理念をしっかりとつくって体質を磨き上げていく、まさしくここがスタートになるのではないかと私は思うんです。しっかりと襟を正していただいて、条件、また体質をどういうことにしていくのか、このことをもってしっかり議論を深めていただきたい。その契機になるのではないかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎土森委員 大変な問題になってきて、今、監査の話も出ました。これは公金なんですよ。公金を扱っている意識が県側にあるのか。公金を交付しているわけだから、交付した先の商工会議所、商工会が、趣旨の目的でしっかりその補助金を出すことによってやっているかどうかという問題がそこにあるわけです。しっかりやっておれば、会員数も50%を割らずに済むということもあるんです。商工会議所、商工会は、商工業を営む人たちのための大事な組織なんですよ。また、その会員のお店の従業員の皆さんやそういう人たちの退職

金のお世話などを商工会で掛けている。保険もやっている。いろいろな業務をやっている。それは商店、商工のため。それをしっかり見直していくという、私もこの前言ったけど、これは大事な視点。それぞれ商工会議所の経営方針や運営方針など違うかも知れないが、基本となるものは一緒なわけです。そこに対して公金を出している。今、説明を聞いていて、中内委員から言われたけど監査のことですね。確かにそこまではできないということもあるかも知れないけれど、平成24年から毎年監査をしているわけでしょう。総会や役員会で出してくる資料などは、監査の対象になる、その裏にあるものが監査ですからね。お金の流れ、公金ですから。それをしっかり今までやってきていなかったことは、県も商工会も商工会議所も、お互いが不幸なわけ。これは5年前までしか監査はできないわけだけどもね。それ以前にも、さっき言ったようにあったと思う。しかし、公金をそういう意図的にもらうためにやるということになれば、塚地委員が言ったようにこれは犯罪ですよ。組織的な公金の横領という見方をされても仕方がない。県の段階でそれ以上の捜査はできないと。それを見て、捜査当局はどうするかという判断なんですよ。この事実を見て、公金という一つの認識があれば捜査機関が入ってくるのではないですか。どうですか。

◎谷本経営支援課長 詐欺罪を構成することがありますので、詐欺罪になりますと、親告罪ではなくなります。きょうの報告が公になりますと、捜査当局が動く可能性は大いにありますし、私どもに資料の提供を求めてくることはあろうかと思えます。その際には、我々は丁寧に対応していくことを考えております。

◎土森委員 そういう方向になる可能性もありますね。今までもそうですけども、今からも大事なことは、例えば農業だとか林業だとか、大変な補助をやっています。生産、経営、営農だとかね。それに比べて商工会、商工業者は余りそういう立場の補助がない。しかし唯一、商店街振興組合連合会、商店街振興組合、商工会議所、ここが指導体制の中に補助金を入れているわけです。入れる限りは、地域の商工が元気になる。人は少なくなる、大型店が入ってくる、店舗は少ない、商店にはもう既に後継者がいないという状況になってますよ。そういうところの指導を徹底的にやっていく。商売でも金がもうかります、もうかる方法を商工会、商工会議所が教えますと。四万十市などが、講師を呼んだりいろいろやっていますけどね。行政関係とのつながりなども当然出てきますから。各市町村の自治体と商工会、商工会議所などが研究して地域をどうするかと。商工団体の組織として何をすべきかという議論も非常に深めていく必要があると思う。今までにそういう面で、指導者に当たる県は余りそこまでやっていなかったのではないかと思います。今、商工会議所、商工会がやっていることは地域のイベントに参加したこと。イベントも大事です。商工業者が参加してやる場合もありますよね。そうでないお祭りに対して行くとか、商工会議所の運営方針以外、経営方針以外のところに手を出さないといけない状態に今なっているわけ。特に地方の商工会だとか商工会議所は、それくらい人が少なくなっている。そう

いうことをもう少し、商工会、商工会議所と協議しながら、県は何を指導できるかという県側の検証もしながら、国との協議もいろいろとあるでしょう。公金を入れているわけですからね。そういうことをしっかりやってほしい。守るために。商工会も会員になっていないところもある。会員になりたいという商工会議所、商工会をつくっていかないといけない。それができるのは県です。もっときめ細かく商工会や商工会議所に目を細かく、きちんとした方針が、ここの商工会議所はどういうところに県として指導ができるのかということをやらないと、商工会も商工会議所も運営できなくなる。また、商店がなくなる。もう既にほとんどシャッター街ではないか。なぜこうなったか、それは経営者の責任かもわからないけど。国や県や市町村の組織的指導体制があるんだから。その辺どうですか、やる腹があるかどうか、部長の腹を聞いておかないといけない。

◎中澤商工労働部長 今の高知県内の商工業者、中小小規模事業者の皆さんの状況は土森委員がおっしゃられたとおりの認識でございます。県全体としては、例えば、今地域アクションプランであったり各地域の取り組みは、もう随分以前から各所でスタートをしており、その中に商工会、会議所の方々が入っていただくという形での、そういった事業を通じての県の関与、指導と申し上げてよろしいかどうかわかりませんが、一部にはあったかと思えます。そういうことが商工会、会議所という全県組織を通じて組織的にできていたかと反省しますと、ようやくことしから、先ほど申し上げました商工会、商工会議所がやっと取り組み始めました経営計画の取り組みを通じて、県全体で連絡会議、これは金融機関であるとか指導的団体にも入っていただいています。それから地域で地域連絡会議、そういったところをことしスタートさせました。その中で、各地域の小規模事業者様の今後を、それはもう1社1社を基本的には商工会、商工会議所の経営指導員の方が指導されると。ただ、どうしてもマンパワーの問題があると。それに県としてどういうお手伝いができるか、あるいはそれに金融機関といった民間同士の連携による支援ができる方法があるのではないかと、そういう情報交換から議論をしていく場が、遅くはなりましたが、今年度からスタートしておりますので、今後そこをベースに、指導は必ずしもその年に1回の監査の場での指導ではないと。商工会、商工会議所は、先ほどお話ありましたように、その地域の小規模事業者様のための活動をするのが本来でございますので、商工会議所の中の活動の指導をするだけではなくて、活動そのもの全体を一緒になって考えるという場ができた年でもありますから、ぜひ、先ほどの横山委員のお話にもありましたように、今回の事件を一つ、我々に気づかせていただいたきっかけともさせていただいて、これからの経営支援課による商工会、商工会議所の指導の中身を、改めて考えていきたいと思えますし、その際には商工労働部だけではなくて、冒頭申し上げました地域アクションプランとかの取り組みなども関連いたしますので、そういった大きな全庁的な目で見たいというふうな、私ども商工労働部としてもそういった姿勢で今後臨んでいきたいと思っております。

◎土森委員 そのようにやっていただきたいと思います。商工会、商工会議所の会員になったら、こういう営業で利益が上がりますよという方針で持っていったら、これは会員にならないとマイナスになってくるねというイメージ。会員になって、こういう事業が伸びてきた、新しい事業をここでスタートできたという商工会、商工会議所にしていけないとね。ずっと50%を確保しなさいと言っても難しい状態ですね。補助金を入れるから丸投げという言葉は余り適当ではないかもわからない。そういうことでなしに、経営指導員は商工会、商工会議所におるわけでね。そういうところ、研修会とかいろいろやっていますけど。そこを何とか商工会という一つの組織体制がその地域で営業している商店や工業の人たちのためになる、そういう組織にしていくんだという県の強い意志が今こそ必要。経営計画を今つくるという話ですけどね。そういう強い意志を持ってください。そうしないと、本当に助かりません。そういうことでやっていきますか。

◎中澤商工労働部長 意志は申し上げたとおりでございまして、先ほどの話をもう少し補足させていただきますと、来年に向けて今、来年度の事業あるいは産業振興計画のバージョンアップの内容をまだ検討中ですから、こうやるという断言はここでは申し上げられませんが、先ほど申し上げました経営計画の策定作業は単に計画をつくるということではございません。計画をつくって実行していく。実行して行って、その事業者がしっかりその地域で継続ができる、あるいは発展ができるといったものを目指していこうと。そのために単に計画をつくる支援だけではなくて、実行に関して、例えばさまざまな私どもが持っている補助の制度であったり、専門家の派遣といった人的支援のサポートであったり、あるいは設備投資に対しての融資の制度であったり、そういった県が持つ支援施策を経営計画の実行に集中させて、商工会に使っていただいて一緒にやりましょう、計画を実行していきましょうと、そうするとこういうサポートをします、県からもこういう応援がありますよということで、先ほど、土森委員がおっしゃられたような、商工会に入ることで、自分たちの事業が発展できていくとだけ思っていただけるような商工会に対する信頼、期待ができれば、おのずと組織率は上がっていくのではないかと考えております。そういった商工会、会議所の活動ができる、やりやすくなるような制度を来年に向けて私どもとしても考えていきたいと、そういう検討を進めているところでございます。

◎土森委員 頑張ってください。それで、PDCAサイクルをしっかり回して、これは企業側がつくったこれです、PDCAサイクル。県がもじってやっていますけどね。そういうところまで、計画を立てたが、計画どおりにやっているか、やっていないね。なぜできないか、じゃあここを少し直そうね。そういうことをやっていかないといけないということなんです。計画は誰でもできます。計画どおりに進めていく。もし、進むべき道が間違っていたら、じゃあここを直そう、新しいものを入れていこう。そういうことをやっていかないと、特に商工業者はそういうことなんです。みずからが経営しているわけ

ですから、狭いわけです。自分のところしか見ていないから。そういうところをぜひやってほしい。頑張ってよいものにしてもらいたい。

◎梶原委員長 先ほど来の各委員の意見も踏まえて、今後、商工会も16団体、まだまだこれからの結果もあると思いますし、この対応についても補助金の返還について、まだ請求中のもの、これからのものもあります。また、さまざまな指導体制や、先ほど来9月議会からずっとあったこの期に、県として、法定要件以外の現状に即して少しでも見直すものもあると思いますので、いろいろなそういった方向性、大きな動き等々あれば、必要に応じて、次の委員会前でも、当委員会に報告していただくことを求めます。

質疑を終わります。

以上で、商工労働部の報告を終わります。

御報告いたします。先日11月24日の当委員会で決定いたしました、ルネサス社に対します高知工場の早期の承継先確保と従業員の雇用の継続に係る要請の件ですが、今日4日に私と上田副委員長が東京のルネサスエレクトロニクス本社を訪問し、要請を行ってまいりました。その際に、ルネサス社に手交しました要請書をお手元にお配りしておりますので、御了承願います。また、この要請に係る調査出張報告書につきましても、お手元にお配りしておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

この件について、11月24日以降で何か動きがあるようでしたら、執行部から御報告を願いたいのですが、執行部で報告事項がありますでしょうか。

◎土居企業立地課長 11月24日の委員会以降の動きで、高知労働局を中心としました雇用対策の取り組みにつきまして、お話しさせていただきます。現在、ルネサス高知工場の承継先の確保を最優先に雇用の維持、確保に全力で取り組んでおります。一方で、あらゆる状況に備え、雇用の維持に万全を期するため、高知労働局が今日19日に雇用対策連絡会議を開催し、高知労働局、県、香南市等の関係機関による情報共有と従業員に対する雇用支援策などを協議する予定となっております。承継先の確保につきましては、引き続きルネサス社を中心に、県、香南市が協力しながら、全力を挙げて最優先で取り組んでいきます。

以上でございます。

◎梶原委員長 この件につきましても、年が明けると日程もどんどん迫ってまいりますので、何か報告すべき事項があれば、次期議会開会前でも、ぜひ報告していただきますよう求めたいと思います。

各委員の皆様、よろしいでしょうか。

(なし)

◎梶原委員長 以上で、商工労働部を終わります。

それでは、昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時46分～12時58分)

◎梶原委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《農業振興部》

◎梶原委員長 次に、農業振興部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎笹岡農業振興部長 農業振興部の提出議案と報告事項につきまして、総括説明をさせていただきます。当部にかかわります議案は、平成29年度高知県一般会計補正予算議案でございます。お手元の資料ナンバー②補正予算の議案説明書をお願いいたします。②の98ページでございます。ここに、農業振興部補正予算総括表をお示ししております。今回の補正額は、計の欄にありますとおり、総額で1億7,076万2,000円の増額補正をお願いするもので、競馬対策課を除く全ての課で補正予算を計上しております。内訳を申しますと、各課の増減を合算した人件費補正が5,519万6,000円の増額。人件費以外での増額補正として、産地・流通支援課及び畜産振興課の計2課で計上しており、1億1,556万6,000円の増額となっております。人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものでございます。

次に、人件費以外の歳出予算の補正について御説明いたします。補正予算計上課は、産地・流通支援課及び畜産振興課の計2課でございます。いずれも、主に10月の台風第21号による農業被害への早期復旧を支援しようとするものでございます。

まず、産地・流通支援課につきましては、台風で被災された園芸用ハウスの災害復旧を支援するための費用を計上しているものでございます。今回、あわせて補助率の引き上げや補助要件の緩和等を行うことにより、生産者の負担軽減、早期復旧を支援してまいります。

次に、畜産振興課につきましても、被災された畜産施設の災害復旧を支援するための費用を計上しております。こちらにつきましても、今回あわせて補助率の引き上げを行うことにより、生産者の負担を軽減することといたしております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。該当しますのは、産地・流通支援課でございます。同じ資料の107ページをお開きください。園芸用ハウス整備事業費につきまして、今回計上しました補正予算分につきまして、来年度に繰り越して執行できるよう、繰越明許費として計上しております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。該当しますのは、環境農業推進課でございます。同じ資料の105ページをごらんください。このページに記載しておりますとおり3件の委託料に係るものでございまして、上から病害虫防除所の病害虫発生状況調査、農業技術センター果樹試験場の園地除草等、農業技術センターの実験補助業務について、それぞれ外部への委託を行うものでございます。いずれも平成30年4月からの円滑な業務の実施に向け、本年度中に委託先を決定し、業務の実施方法等の打ち合わせを行うことができますよう、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上が補正予算議案の概要でございます。詳細につきましては、この後、各課長より御説明いたします。

続きまして、報告事項について御説明いたします。報告事項は1件、第6回高知県新食肉センター整備検討会の検討状況についてでございます。今月6日に新食肉センターの整備に向けた、第6回の検討会を開催いたしました。今回の検討会では、設置運営主体についての議論がなされまして、設置については、県とJAなどが出資した新たな法人を設立し、新センターを整備すること。その整備費用は、県、市町村、JAなどで負担すること。また運営については、新法人において、施設の維持管理を初め屠畜、競り、加工、卸売などの業務を行うことといった基本的な方向性について合意が得られたところです。なお、同検討会での検討状況、今後の対応の詳細につきましては、後ほど畜産振興課長から御報告させていただきます。

最後に、お手元の資料に、各種審議会の審議経過等についてを添付しております。こちらに、高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の今後の開催予定などを記載しております。

以上で、私からの説明を終わります。

◎梶原委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈環境農業推進課〉

◎梶原委員長 まず、環境農業推進課の説明を求めます。

◎松村環境農業推進課長 環境農業推進課の一般会計補正予算案、債務負担行為について説明させていただきます。議案説明書の②補正予算の105ページをお願いいたします。債務負担行為につきましては、先ほど部長からの説明がありましたように3件でございます。いずれも現在アウトソーシングを行っております業務を引き続き民間の事業者などに外部委託しようとするものでございます。

それでは、事業ごとに説明をさせていただきます。

まず、病害虫発生状況調査委託料は、植物防疫法に基づきまして病害虫防除所が行っております、病害虫発生予察調査の一部を外部に委託しようとするものでございます。内容といたしましては、県内各地区、安芸、香美、香南、南国、須崎、幡多の状況に応じまし

て設置いたしました水稻やかんきつ類の予察圃場で、いもち病やウンカといった病害虫の発生状況を調査するものでございます。債務負担行為の限度額は3カ年で2,708万2,000円を予定しております。

次の、園地除草等委託料は、果樹試験場の圃場及び本館周辺の6万255平方メートルの除草作業と防風垣の剪定などを外部に委託しようとするもので、債務負担の限度額は3カ年で3,302万9,000円を予定しております。

次の、実験補助業務委託料は、農業技術センターの実験用器具の洗浄や病原菌を培養するための培地の作成、土壌分析のための乾燥土壌の調整などを外部に委託しようとするもので、限度額は3カ年で1,572万9,000円を予定しております。

以上で、環境農業推進課に係る補正予算案についての説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎梶原委員長 続きまして、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 当課の平成29年度の一般会計補正予算案について御説明させていただきます。資料ナンバー②の議案説明書（補正予算）の106ページをお願いいたします。歳出6目の産地・流通支援費です。説明欄の2、園芸用ハウス整備事業費の園芸用ハウス整備事業費補助金と107ページの繰越明許費の追加につきましては、この10月の台風21号等で被災されたハウスに係る復旧を支援しようとするものでございます。

別とじの議案補足説明資料の産地・流通支援課のインデックスのページをお開きください。今回の台風21号では、過去10年で2番目に大きな被害となっており、農業者の早期営農再開に向けた支援が必要となっております。これに伴いまして、施設本体の破損への支援を行う園芸用ハウス整備事業の災害復旧区分に係る補助金交付要綱の改正と、申請手続の見直しを行いました。

まず、農家負担の軽減といたしまして、県補助率を3分の1から5分の2に引き上げました。また、育苗ハウスが被災したことにより、自家育苗が困難となり、次の栽培への影響も懸念されることから、園芸用の育苗ハウスについても補助対象に追加いたしました。

次に、軒高・高強度ハウスへの復旧支援といたしまして、災害復旧は原状復旧を原則としておりましたが、災害に強い軒高・高強度ハウスに復旧したいという要望もいただいておりますので、一般ハウスから軒高・高強度ハウスに復旧する場合の基礎限度額を10アール当たり700万円から1,000万円に引き上げました。

次に、今回は被災規模が大きく、施工業者不足等が懸念されておりますことから、早期復旧への支援といたしまして、施工業者の選定に必要な見積書の取得を5社以上から2社

以上に緩和いたしました。また、加温ハウスにおいては、流出防止装置付き燃料タンクや防油堤の設置を義務としていましたが、事業完了日までに設置できない場合は、事業完了日から3年以内に設置するという設置期間を新設いたしました。

次に、市町村補正予算への対応といたしまして、市町村の議会議決見込みの段階で申請を受け付けるようにいたしました。また、この事業につきましては、交付決定前着手届の提出により、事業着手が可能となっていることを含め、今回の改正内容につきましては、市町村等に対し説明会を開催し周知を図りました。事業実施につきましては、年度内の復旧が困難な場合が想定されることから、繰り越し予算を計上させていただいております。なお、事業の活用につきましては、6市町村4.64ヘクタールを予定しております。

最後に、今回の台風災害は、主に21号のように襲来がおそい時期であったため、気温が低くなる前に早急にハウス施設の復旧をする必要があったことなどから、今回の要綱の見直し前にみずから復旧に取り組んだ農業者が多くいるとお聞きしております。こうした農業者にも事業が適用できるよう、現在検討を行っているところです。今後も、災害からの早期復旧による農業者の経営安定と生産力の維持に努めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 今回、災害復旧に対して、県が大変迅速に要綱の見直しもしていただいて、現場からの感謝の声も私もいただいています。ありがとうございます。

それで、今おっしゃった、みずからやった人に対応できるようにしているという点で、被害の面積とか棟数とかに対して、今回の予算の面積と棟数とでは大きな開きがあるわけなんですけど、みずからやった人に対応できるようにした場合、この被害に対してどのくらいまで補償ができるものか、そういう数字もあるんですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 今、委員のお話にございましたように、きょう提出しております資料にも、現在、私どもが把握しております本体破損275棟という数字が出ております。今回の見直しの補正予算で計上させていただいておりますのが141棟になります。この275棟に対しましては、非常に軽微な本体の破損等も含まれておりますので、具体的にどこまでの事業の要望があるかは今後、市町村とも話し合っただけの内容を確認しないといけないところがあるかと思っております。県の補助率については、現在のものが適用できたらということで総務部とは話しをしていきたいと考えております。

◎塚地委員 みずから行った人に対応できるという見直しは、どんなものなんですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 細部については詰めが必要ですが、現在、総務部とはその方向でやっていきたいと思いますということで検討を進めております。

◎塚地委員 しつこいようですが、最終実績として、どれぐらいの割合まで復旧ができるんですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 先ほども言いましたように、全体でこの事業の中で使われる事業が、この事業の改正前に行われた部分の補助事業として手が挙がってくるのか、まだ把握できていない部分がございますので、全体のきちんとした対応がどこまでできるかはお答えできないと思います。

◎塚地委員 どこまでが軽微かで、事業者の持っている体力との関係で結構シビアな問題も出てこようと思いますので、ぜひきめ細かに対応していただけますように、よろしくお願ひします。

◎横山委員 すごく柔軟に対応していただきまして、どうもありがとうございます。

施工業者が不足する可能性があるので、見積もり要件を2社に下げたということですが、このハウスを直す、復旧するというのは、いわば標準の価格はもう決まっているんですか。業者が少なくなってきたから、農家の負担がふえるなどということではないと。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 標準という意味では、例えば、普通、高知県内で使われているAPハウスでしたら、10アール当たり700万円という補助事業上の上限を設定させていただいております。もう少し強いハウスでしたら、1,000万円という基準を設定させていただいております。

◎横山委員 忙しくなるとどうしても高騰するのかと。それはそれで、経済活動なので仕方ないかと思うんですが、一定のハウスをやるときにこれぐらいの金額ですよというのは、見積もりで5社のところが2社になったんだけれども、そこら辺の価格はしっかりチェックできるということですよ。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 市町村それから県も、その部分についてはチェックしていきたいと考えております。

◎大野委員 今回の補助金の柔軟な引き上げ、どうもありがとうございました。現場をずっと回っていたら、普及センターが災害の後すぐに来てくれたという話があって、すごく農家の方も安心されていまして、ありがとうございましたという報告をさせていただきます。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎梶原委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 畜産振興課の一般会計補正予算について御説明させていただきます。資料番号②議案説明書（補正予算）の109ページをお開きください。歳入でございます。14 諸収入の節区分（7）畜産振興課収入は人件費に係るものでございます。

続きまして、次のページ110ページをお開きください。歳出でございます。表の右側、説明欄をごらんください。2の畜産生産基盤強化事業費は、レンタル畜産施設等整備事業費補助金の577万3,000円の増額をお願いするものでございます。

別とじて、議案に関する補足説明資料の赤いインデックス、畜産振興課のページをお開きください。この事業は、ことしの台風第 21 号による畜産被害を受けまして、高知市酪農農業協同組合が行います災害復旧に対し、今回の補正予算で必要な酪農施設の整備を支援するものでございます。このポンチ絵の真ん中から左側、2. 支援策をごらんいただきたいと思います。この事業は、市町村または農業協同組合が行いますレンタル畜産施設等の整備に要する経費につきまして、市町村が補助する事業に対し県が補助するものでございます。この事業は平成 25 年より実施しておりますが、今回の台風被害を受けまして、新たに災害復旧区分を設け、合わせて補助率を 5 分の 2 とすることで生産者の負担を軽減するものでございます。

次に、その右でございませうけど、3 の事業概要をごらんください。大きく被害を受けました酪農施設につきまして災害復旧区分を適用し、たい肥舎と飼料庫を設置するものでございます。事業費概算は 1,443 万 3,000 円で、うち県補助額は 577 万 3,000 円となっております。なお、この事業は、市町村の支援に対しまして県が支援するものですので、当該市町村の高知市につきましても補正予算で事業対応することとなっております。

次に、ポンチ絵の上でございませうけれども、1 の台風 21 号による畜産被害の状況をごらんいただきたいと思います。今回の被害に対しましては、本事業の活用以外に被害金額の大きかった養鶏施設 2 戸につきましては別に鶏舎がございまして、その鶏舎を利用することで対応しております。また、比較的被害の少ない施設につきましては、自己資金による対応をしております。これらの自己資金により対応した農家につきましては、先ほどの産地・流通支援課の説明にもありましたように、本事業の適用について現在検討を行っているところでございます。

当課からの説明は以上でございませう。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 検討を行っているという最後のお話なんですけど、その検討は農業振興部からは総務部に持っていつているんですけど、総務部での判断待ちになっているということですか。

◎谷本畜産振興課長 一緒にできないかということで、総務部と一緒にやっている状況です。協議している状況です。

◎笹岡農業振興部長 ただ、対応しようと考えていますが、対応を担保するものですね。例えば、修繕費用が適正であるかどうかなど、もう事前に直しているんで、見積もりを 2 社からいただいていないと思うので、どういう第三者的な目でその事業費を適正と見てもらうとか、その辺のところを総務部と詰めております。対応する方向性としては、今回の対応で行こうと、もう部としては考えておるところでございませう。県としてもそう考えているんですけど、適正かどうか判断するところをどう見ていくか、今総務部と詰めている

ところでございます。

◎塚地委員 ぜひ、知恵を使って頑張っていたきたいと思います。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続いて、農業振興部から、1件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

〈畜産振興課〉

◎梶原委員長 「第6回高知県新食肉センター整備検討会の検討状況について」、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 引き続き、当課からは12月6日開催の第6回高知県新食肉センター整備検討会の検討状況について御報告いたします。お手元の委員会資料の報告事項、畜産振興課のページをお開きください。1検討状況の(2)主な説明内容をごらんください。

①の新センターの設置・運営、②の肉用牛の生産の見通し、③の新食肉センターの経営シミュレーションにつきましては、2ページ以降にあります整備検討会で使いました資料を使って説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。まず1の設置・運営体制についてをごらんください。このことにつきましては、JA及び県が出資して新会社を設立し、業務として、①新食肉センターの設置、②新食肉センターを活用して行う屠畜、内臓販売、競り及び部分肉加工並びにJAの大規模直販所等への卸売などを行います。新会社への出資金は、設立当初の運転資金見合いとし、出資は県とJAで行い、市町村は出資を行わないこととしております。

次に、2の施設についてをごらんください。(1)の施設概要につきましては、現食肉センター用地に現センターの運営を継続しながら行うこととしております。(2)の施設整備費は、県、市町村、JAで負担することとし、牛メーンの屠畜の場合、概算で約36億円と想定しています。ただし、今後詳細な検討を行うことから、大きく変動する可能性がございます。また、整備費の負担につきましては、屠畜部分を県及び市町村が負担し、屠畜以外の部分肉加工等の部分をJAグループなどが負担することとしています。将来の施設の老朽化に伴う更新経費につきましては、更新時に協議することとしております。なお、検討会では新会社への出資や新センターへの整備費につきまして、現施設の事業者でございます高知県中央食肉事業協同組合も負担するとの発言がありましたので、本資料中のJA、JAグループ等には、この高知県中央食肉事業協同組合も含まれていると御理解いただきたいと思います。

続きまして、3の経営についてをごらんください。基本的な考えにつきましては、新会社の経営判断が尊重されることとし、経営に伴うリスクに対しましては、天災、伝染病発生等の不可抗力によるものを除き、県及び市町村は負担しないこととしております。県の

役割としては、農業政策の一環としまして、増頭計画の推進、加工高度化の支援、県産畜産物の販路拡大等、新食肉センターの経営環境の改善に向けた取り組みを行います。また、市町村は、県とともに安全な畜産物の安定供給や増頭計画の推進等の畜産振興についての取り組みを行います。

続きまして、3ページをお願いします。最後に、損失に対する備えにつきまして、新会社は、屠畜に加えて内臓販売、競り及び部分肉加工並びに卸売などの収益事業を取り込むことによりまして、経常的に純利益を確保できることを前提としております。その上で、純利益が出た場合は積み立てを行い、万が一、損失を生じた場合は、積立金の取り崩しにより対応を考えております。ただし、米印にありますように、安定的に純利益を計上する場合には、屠畜料の引き下げ等を通じまして農家に還元することも検討します。万一、積立金や自己資本金で対応できない場合は、JAグループの系統金融機関等が運転資金を融通することにより損失を補填することとしております。

次に、4ページの資料をごらんいただきたいと思っております。ここからは、肉用牛の生産見通しについてと、新食肉センターの経営シミュレーションについて御説明します。このことにつきましては、第5回までの整備検討会で検討してきました内容で、この商工農林水産委員会でも報告しております。この2つの資料は、市町村説明用として新たに作成したものであり、第6回の検討会でも説明しております。上から2つ目、土佐あかうしの評価をごらんいただきたいと思っております。肉に甘みがあり、脂のさっぱりとした土佐あかうしの肉の特徴は、有名料理人からも評価が高く、結果、首都圏を中心に需要が高まっておりますが、真ん中右の青の囲み、現状にございますように、増頭しておりますけれども、まだまだ供給が追いついていない現状があり、生産体制の一層の強化が求められております。

次に、一番下の肉用牛経営の裾野の広さをごらんください。新食肉センターは、牛メーソンの屠畜を行います。肉用牛農家だけではなく、県内の精肉流通業者や末端の顧客、飼料や製薬の関連業者などさまざまな業種の方々に広く関係しているということを示しております。

5ページをお願いします。右の上、経営意向調査をごらんいただきたいと思っております。中規模以上の農家では増頭の意向がありまして、飼養頭数は今後も増加する見通しでございます。次に、その左の土佐あかうし・黒牛の生産の見通しをごらんください。上の折れ線グラフは、先ほどの経営意向調査を踏まえて作成した県内の土佐あかうし・黒牛の主要頭数でございます。これには、土佐町の畜産基地や大川村や檜原町の畜産クラスターなど地域における大規模な生産拡大につながる取り組みについても折り込んでおり、平成25年度に底を打った飼育頭数がV字回復し、今後も飛躍的に伸び、それに伴い屠畜頭数もふえていく見通しでございます。そのため、県では、真ん中の増頭対策にございますように、産業振興計画に基づきまして畜舎の整備や繁殖雌牛や子牛の増頭、担い手の確保を進めてい

るところでございます。一番下の直近の実績と今後の主な計画では、これらのさまざまな取り組みを、先ほど説明しました増頭対策別に色づけして示しております。このように、生産者の増頭意欲を宿舍整備や繁殖雌牛の増頭、担い手の確保などを進めることにより、子牛がふえ、増頭するという好循環につなげていきたいと考えております。

次に、6ページの資料をごらんいただきたいと思います。ここからは、新食肉センターの経営シミュレーションについて御説明させていただきます。このシミュレーションは、牛は増頭分は全て高知市、四万十市出荷分は現状どおり、豚は全て四万十市というパターンで試算しております。下の緑色で囲んだ新センターが取り込む事業のイメージをごらんください。現在のセンターでは青で囲んでおります屠畜だけを行っておりますが、その下の新センターのイメージでは、屠畜に加え、競り、部分肉加工や内臓販売、卸売まで行うことを考えております。

7ページをお願いします。ここでは新センターが行う具体的な事業と収支についてお示ししております。新センターでは、屠畜事業に加え、左側にあります新規に取り組む事業としまして、県内酪農家からの廃用牛集荷や、県外で屠畜しておりますあかうしの集荷、農業直売所への畜産物の卸売などに取り組むことや、右側にございます民間から取り込む事業としまして、内臓販売や競り、部分肉加工、豚肉の卸売の事業を取り込むことにより、真ん中の棒グラフに示しますように、新センターの利益は初年度から1億円を超える収益を見込んでおります。

8ページをお願いします。新センターの収支でございます。真ん中のピンク色の囲みにありますように、新センターでは現センターで減免されている固定資産税、下水道使用料、借地料に加えまして、整備費用の民間負担分につきましては減価償却費が発生しますので、これらの新たな費用を含んだとしても、右の黄色の囲みにありますように、初年度から黒字を見込んでおります。また、その下にありますとおり、将来さまざまな機能を取り込むことにより、さらなる収益増加につなげていきたいとも考えております。一番下の損失に対する備えにつきましては、新センターの設置運営で御説明しましたので、省略をさせていただきます。

次に、1ページに戻りまして、(2)の④整備に向けた今後の検討についてでございます。第7回の整備検討会では、今まで議論して方向性を決めてまいりましたことを新食肉センター整備の基本方針への意見として取りまとめを行います。また、今後は新会社の設置に向けて、県やJAなどの関係者から成るワーキンググループを設置し、具体的な検討を進めてまいります。

次に、(3)の検討会での主な意見でございます。事務局からの説明に対しまして、委員の方々からは、「施設整備について、費用を負担する市町村の範囲はどこまでを考えているのか」、「新センターの運営については、JAグループ全体で意志決定をしている」、「高知

市には、借地料等を減免することについて検討してもらいたい」といった御意見などがございました。検討の結果、設置運営体制についての事務局案は全て了承されました。

次、2スケジュールでございます。本検討会の最終取りまとめを行いますため、第7回検討会を平成30年1月をめどに実施する予定でございます。また、あわせて先ほど御説明しましたワーキンググループで検討する事項の詳細、開催スケジュール案や議論する内容などについても御説明したいと考えております。

当課からの説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎梶原委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

まず、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎田所林業振興・環境部長 林業振興・環境部の提出議案について御説明させていただきます。まず、一般会計の補正予算議案についてでございます。議案説明書の資料②の113ページをお願いいたします。林業振興・環境部補正予算総括表をごらんください。総額で3,100万円余りの増額補正をお願いするものでございます。補正の内容といたしましては、大きく4つございまして、1つ目が人件費の補正、2つ目が甫喜ヶ峰森林公園及び森林技術センター内の災害復旧事業費、3つ目が牧野植物園磨き上げ整備に係る経費、4つ目が繰越明許費となっております、そのほかに債務負担行為がございます。

まず、人件費の補正につきまして、私から一括して御説明申し上げます。人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程されております職員の給与に関する条例改正案に係る給与月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものでございます。

2つ目は、さきの台風21号により発生しました甫喜ヶ峰森林公園及び森林技術センター内の風倒木の除去などに要する費用としまして300万円弱を計上しております。

3つ目は、牧野植物園磨き上げ整備基本構想のうち、早期に整備する土地の補償費等に要する費用としまして1,300万円余りを計上しております。また、債務負担行為としまして、県の造成工事等に係る費用として、平成30年度の支出予定額を計上させていただいております。

4つ目は、森林公園等管理運営費、林道費及び治山費に係る繰越明許をお願いするものでございます。また、債務負担行為につきましては、先ほど申し上げました牧野植物園の

造成工事等に係るもののほか、森林研修センター研修館と月見山こどもの森の指定管理者制度に基づく、管理運営委託料がございまして、平成30年度から指定期間である5年間の支出予定額を計上させていただいております。

続きまして、条例その他議案についてでございます。先ほど債務負担行為で御説明させていただきました指定管理者制度に係る2つの施設につきまして、地方自治法の規定により指定管理者の指定について議決をお願いするものでございます。

次に、報告事項としまして、第3期森林環境税の成果と課題及び今後の方向性についてなど合わせて4件ございますので、それぞれ後ほど御報告させていただきます。

なお、2020年東京オリンピック・パラリンピックの選手村、ビレッジプラザへの木材提供につきまして、高知県、香美市、大豊町の3自治体が共同でCLTの部材を提供することが東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において決定されましたので御報告させていただきます。

最後に、当部が所管します審議会の審議経過等につきまして、お手元の別とじの資料に一覧表をつけさせていただいております。

以上、総括的に御説明させていただきましたが、詳細はそれぞれ担当課長から御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

◎梶原委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈林業環境政策課〉

◎梶原委員長 まず、林業環境政策課の説明を求めます。

◎坂本林業環境政策課長 林業環境政策課、12月補正予算につきまして御説明させていただきます。資料②の議案説明書114ページをお開きください。先に、歳入から御説明させていただきます。真ん中ほど、節の欄にございます(2)林業政策費負担金3,217万5,000円は、県から他県に、市町村に派遣しております職員の人件費に対する負担金をいただくものでございます。(2)の県有施設等災害復旧費の200万円は、後ほど御説明いたします台風21号によります、風倒木の処理に要する災害復旧費の起債充当分でございます。

次の115ページをごらんください。歳出につきましては、右の説明欄で御説明させていただきます。1の人件費につきましては、先ほど部長から一括して御説明がありました人件費の増でございます。次の2森林公園等管理運営費の甫喜ヶ峰森林公園管理運営等委託料、それと下の段にございます森林技術センター管理運営費の施設維持管理委託料につきましては、いずれもさきの台風21号によります、公園内および森林技術センター内での倒木の被害がありまして、安全面を考慮してできるだけ早期に処理する必要がありますので、補正予算をお願いするものでございます。

次に、116ページをおあけください。繰越明許費について御説明させていただきます。森林公園等管理運営費の4,621万3,000円でございますが、繰り越しする理由としまして、

10月に行いました甫喜ヶ峰森林公園のトイレの入札が不調に終わりましたため、繰り越しさせていただくものでございます。

説明は、以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 御説明で、他県に派遣している職員の給与ということですが、どういう内容か詳しく教えていただきたいです。

◎坂本林業環境政策課長 他県につきましては、主に災害のあった県でございます。福島県、熊本県、大分県に各1名ずつ派遣しております。市町村には、馬路村、仁淀川町に1名ずつとなっております。

◎横山委員 林業振興・環境部から派遣ということは、治山林道関係の災害復旧にかかわられているということですか。

◎坂本林業環境政策課長 それぞれの県の事情によりますが、福島県であれば、海岸沿いの高台を造成するといった工事になります。あとのところは災害復旧でございますので、治山工事が主なものとなっております。

◎横山委員 台風が多発する高知県ですし、ぜひ、いろいろなところで災害復旧のスキルを他県と連携して、相乗効果で獲得してきていただけるとありがたいと思います。

また、トイレの入札が不調になったということですが、何か原因がありますか。

◎坂本林業環境政策課長 トイレの入札につきましては、指名業者16社を指名させていただいたんですが、うち5社が応札です。残りは辞退、参加しなかったということでございまして、5社のうち2社が予定価格を超え失格、3社が最低制限価格を下回ったため無効ということで、上下に分かれた形でした。余りないですが、たまにあるということで、原因はこちらも分析できておりませんが、ただ、建築課によりますと今の時期が、発注工事がいろいろかさんでおることも参加者が少なかった原因ではないかとは言っておりました。

◎横山委員 適正な見積もりをされているということなので、また、ぜひよろしく願いいたします。

◎塚地委員 災害で倒れた倒木の撤去処理の費用のことなんですが、大体どれぐらいでこういう金額になるものなんですか。面積とか量とか。

◎坂本林業環境政策課長 甫喜ヶ峰の森林公園の倒木は全体に分散しておりまして、2トン車で7台分、5台分、17台分、6台分、2台分とか、そういった箇所が7カ所程度に分かれておりますので、期間的には長期間、処理に要するのではないかと思います。

◎塚地委員 甫喜ヶ峰だけで今の処理で大体この170万円ぐらいの金額ですか。

◎坂本林業環境政策課長 甫喜ヶ峰だけで180万円程度です。

◎塚地委員 技術的にいうと、この山林協会自体で実施できるものなんですか。どこかに委託されて処理されるんですか。

◎坂本林業環境政策課長 山林協会ではなかなか処理し切れない量でございますので、外部に委託してということになります。

◎塚地委員 直接この問題ではなくて、香美森林組合から今回陳情が出されていて、後のところで聞かせていただいたらいいのではないかと思うんですが、これが公の土地なので県費の投入が可能で倒木の処理がスムーズになされたということだと思っております、その参考に量と金額を聞かせていただきました。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈森づくり推進課〉

◎梶原委員長 次に、森づくり推進課の説明を求めます。

◎塚本森づくり推進課長 当課が所管する森林研修センター研修館の指定管理者に係る補正予算と指定に関する議案について御説明させていただきます。お手元の資料ナンバー②の議案説明書（補正予算）の117ページをごらんください。森林研修センター研修館管理運営委託料として、実質平成30年度から平成34年度までの5カ年間の債務負担行為として4,602万円を計上しております。これにつきましては、指定管理者の指定に関する議案とあわせて御説明させていただきます。資料ナンバー③の議案説明書（条例その他）の63ページをお開きください。高知県立森林研修センター研修館指定管理者の指定につきまして、公益財団法人高知県山村林業振興基金を指定管理者として地方自治法第244条の2第6項の規定により県議会の議決を求めるものです。

詳細につきまして、補足説明資料に基づき御説明させていただきます。赤色で森づくり推進課のインデックスがついた資料の1ページをお開きください。1の施設の概要でございますが、所在地は香美市土佐山田町でございます、森林・林業及び木材産業に関する技術者などを養成する研修教育を行う施設です。3のこれまでの指定管理者の状況でございますが、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、制度導入当初から公益財団法人高知県山村林業振興基金が指定管理者となっております。次に、4の指定管理者制度導入の効果でございますが、（1）の費用対効果につきましては、制度導入前の平成17年に比べ、導入後の平成18年度から3カ年間の平均では、年額で約220万円余りの経費削減となっております。また（2）の住民サービスの向上の主な事例としましては、アンケートなどにより利用者の意見を把握し、研修内容や施設の管理運営に反映していること。災害時などにおける避難施設として、災害時はもとより、避難訓練時には地域の住民の方々に施設を開放していること。また、食堂や宿直業務を地元の団体や個人に委託し、地域の方々の就労の場となっていることなどがございます。

2ページをお開きください。（3）の施設利用の推移につきましては、平成21年度から平成24年度からのそれぞれの3年間につきましては、研修室の利用が年平均で4,000人を超えております。これは平成23年度の国の「緑の雇用」制度の改正により、これまで

現地でのOJT研修が主体であったものが、多くの技能講習メニューが追加され、研修館における集合研修が大幅に増加したことや、国による林業事業体の就業者の研修に対する手厚い支援があったことなどによるものです。平成26年度で国の支援制度が終了したことや、国の予算の関係で緑の雇用制度の人数が絞られたことにより、平成27年度から利用者が減少しております。

次に、5の今回の指定議案に関してでございますが、今回の指定管理者の公募につきましては、前回の公募期間が41日間だったものを、8月18日から10月16日までの60日間に延長しますとともに、県広報のラジオでのお知らせや当課ホームページへの掲載のほか、全国的な団体のホームページへの掲載などの広報を行いました。また、民間事業体の応募意欲を高めるために、指定期間をこれまでの3年間から5年間に延長いたしました。結果としまして、申請書のありましたのは本日お諮りをしております1団体でございました。10月23日に学識経験者、林業関係者、経営関係者などの5名で構成いたします審査委員会におきまして審査を行い、公益財団法人高知県山村林業振興基金が指定管理者の候補として適当であるとの評価を受けましたことから、当団体を候補者として選定し、今回補正予算とともに森林研修センター研修館の指定管理者の指定につきまして、議決をお諮りするものです。

以上で、説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 アンケートで利用者の意見を把握して管理運営に反映したとありますが、例えばどういうことがあったんでしょう。

◎塚本森づくり推進課長 研修センターに一度行かれたらとは思いますが、大きい道から小道に入る必要がございますが、その曲がり方は非常にわかりにくいというようなアンケートもございまして、それに対しましては、入り口のところに看板を設けるとか、風呂場の換気扇の調子が悪いので替えてくれということもありまして、それについても速やかに対応することで、その都度、適切な対応をしているところでございます。

◎横山委員 食堂とか宿直業務を、地元の団体や個人に委託して地域に就労の場を創出する。素晴らしいことだと思っております。またこれも続けてやっていけることなんですか。

◎塚本森づくり推進課長 続けて実施するというところでございます。

◎横山委員 設置目的で森林・林業及び木材産業に関する技術者、後継者を養成する研究教育とありますが、林業大学校に場所も近いんですよね。林業大学校と一緒に何か相乗効果を期待できることがあると思うんですけど、何かそういうことを考えておられますか。

◎塚本森づくり推進課長 林業大学校の中では3つ課程がありますが、その中の短期課程につきましては、一般の方々を受け入れまして1日から1カ月ぐらいのさまざまな研修が

ございます。研修の中には、泊まり込みが必要なものもございますし、また林業大学校が手狭なときには、この研修館の教室を借りるようなことで、今回の指定管理の中にもその利用を見込んでございます。

◎横山委員 すばらしい大学校ができたので、一緒にさらに深まっていくようによろしくお願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈治山林道課〉

◎梶原委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎松嶋治山林道課長 治山林道課の繰越明許費について説明をさせていただきます。資料②の議案説明書の118ページをお開きください。林道費と治山費につきましては、9月議会で繰り越しの承認をいただきましたが、計画調整や補償交渉等に日時を要したことなどによりまして、林道費の道整備交付金事業費では、いの町の越裏門大森線を追加しまして、繰越予定額を8,319万4,000円に変更をお願いするものでございます。また、治山費の水源地域等保安林整備事業費では、大川村で3カ所ふえまして、繰越予定額を1億9,376万2,000円、治山等激甚災害対策特別緊急事業費では、仁淀川町で1件ふえまして、繰越予定額を5億5,980万6,000円に変更をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 直接予算に関係することではなくて、木材増産推進課の担当になるかもしれないんですが、先ほどの台風による風倒木の処理問題です。今の段階でいうと、民地の中の問題なので、本人処理以外に全く風倒木処理の手だてとか、作業道のものが大規模じゃないと対応できないなどの課題があって、今回、香美からの陳情という形になっているんですか。

◎櫻井木材増産推進課長 今回の台風21号の風倒被害は主に物部川筋を中心に被害が出ておりまして、林野庁には被災を受けてから1カ月目に県全体でも130ヘクタールぐらいの風倒被害があったということで報告させてもらっております。その中で、香美の部分が100ヘクタールを超えるということで、部分的にかなり集中して倒れているところもありますが、風が巻いたようなところで特に尾根筋あたりが集中的にやられているということで、今後の対策を着実にを行うために県へも支援をとということで陳情を受けたところでございます。

◎塚地委員 具体的にどう解決するか、積極的に取り組んでほしい、この課題を県として直ちに解決してほしいという要望ではないと受け取ってよろしいんですか。

◎櫻井木材増産推進課長 風倒被害が出た時点で、林業事務所を通じまして国庫補助事業の造林事業を活用して風倒木の処理などもできるということで、どういった対応するかの

情報を提供させてもらっております。その中で特に被害がひどかったことで香美の組合から陳情が出てきたものと考えております。

◎塚地委員 具体的対応はこれから県の中で、検討してお返しする形ですか。

◎櫻井木材増産推進課長 造林事業自体は事後申請でございますので、これからの現地の調査にそれぞれの組合が入って行って、どういった対応をするかを決めた上で、その申請のやり方とか、どういった事業を採択するのかということ、県と一緒に協議をしていきたいと考えております。また、陳情の中では単面的な要望もありましたので、検討してまいりたいと考えております。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎梶原委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎三浦環境共生課長 当課からは、補正予算及び高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案につきまして御説明をさせていただきます。資料ナンバー②議案説明書の補正予算の120ページをお願いいたします。まず歳入でございます。牧野植物園の整備のための財源といたしまして1,200万円の起債を計上しております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。右の説明欄の2牧野植物園管理運営費としまして、補償補填賠償金1,335万円、及び運営費49万5,000円を計上してございます。後ほど、補足説明資料で詳細を御説明いたしますファミリー園とスタディ園につきましては、用地の地権者に対し、これまで土地の売却のお願いをしまいましたが、今回は購入ではなく借地という形で整備することになりました。説明欄にございます補償補填につきましては、現地整備をするために、立木や倉庫の撤去補償として必要な経費を計上してございます。

次のページをお願いいたします。債務負担行為でございます。下段の牧野植物園整備事業費としまして、平成30年度までの債務負担行為5億1,266万7,000円でございます。ファミリー園及びスタディ園の工事請負及び施工管理委託に係る経費として計上しております。

詳細につきまして参考資料で説明をさせていただきます。赤のインデックス、環境共生課のページをお願いいたします。来年60周年を迎えます牧野植物園では11月のオープンに向けまして、ファミリー園及びスタディ園を整備いたします。中央右側の詳細平面図にございますように、本館の南側をファミリー園として、子供たちが自由に遊び回ることができ、小さなお子さんの家族連れでくつろげる憩いの場として、主に芝生のエリアとして整備いたします。本館と展示館を結ぶ回廊の北側には、子供たちが植物に触れ学習する学びの場としてスタディ園を整備いたします。学校の校外学習として活用していくように考えておりますとともに、一般の来園者に対しましてもスタディ園を組み込んだガイドツアー

一などを実施するように考えております。なお9月県議会におきまして御報告させていただきました、牧野植物園磨き上げ整備基本構想につきましては、パブリックコメントを実施いたしまして2名の方から御意見をいただいております。昆虫館の整備であるとか、植物園の外での活動を求めるといった御意見でございました。こちらの基本構想につきましては、原案のとおり策定させていただきたいと考えております。

資料ナンバー②の議案説明書（補正予算）の122ページにお戻りいただくようお願いいたします。債務負担行為、上段の月見山こどもの森管理運営委託料でございます。平成34年度までの5カ年の債務負担行為としまして、4,466万5,000円計上しております。指定管理者の指定に関する議案とあわせまして説明をさせていただきます。資料ナンバー③の条例その他の64ページをお願いいたします。高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定につきまして、情報交流ネットワークを指定管理者として、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。

詳細は補足説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。再度、補足説明資料、赤のインデックスで環境共生課の4ページをお願いいたします。高知県立月見山こどもの森の所在地につきましては、香南市香我美町岸本及び夜須町坪井でございます。自然の中での野外活動を通じまして、児童・生徒などの健全な心身の育成を図ることを設立目的としてございます。3のこれまでの指定管理者の状況でございますように、平成18年8月から指定管理者制度を導入しておりまして、これまでに公募により、情報交流館ネットワークを指定管理者として指定してまいりました。4としまして、指定管理者制度導入の効果を記載してございます。特に住民サービス、利用者へのサービスの向上といたしまして、利用者の皆さんからの意見を把握し、施設の運営に反映をしております。利用者が自然に親しんでいただけるように、グリーンアドベンチャーのリニューアルを実施いたしましたり、近隣にございます「道の駅やす」などの地元団体と協働しました竹とんぼ大会などの事業の実施、地域住民とも連携しました環境教育・体験学習を実施し、児童・生徒などの健全な心身の育成を図る取り組みが実施されております。

次のページに施設利用者の推移を記載してございます。平成24年度から平成26年度にかけては利用者が減少しておりますけれども、これにつきましては、平成24年度に遊具の事故がございまして、この遊具につきまして撤去、更新を行っていたため、利用者が減少してございます。平成27年度からは利用者が増加してきてございます。今回の指定管理者の公募に当たりましては、経営の安定であるとか、人材の確保を図りやすくするために、指定期間をこれまでの3年から5年に変更しております。また、申請の募集期間をこれまでの41日間から60日間と延長いたしますとともに、ホームページ等を通じまして広報に努めてまいりました。結果として申請のありましたのは、情報交流館ネットワークの1団体となっております。10月30日に、学識経験者、施設利用関係者、森林環境教育など

5名で構成いたします審査委員会におきまして、申請内容につきまして審査を行っていた
だき、情報交流館ネットワークが指定管理者の候補者として適当であるとの評価を受けま
したことから、県は情報交流館ネットワークを候補者として選定し、今回補正予算ととも
に指定管理者の指定につきまして議決をお諮りするものでございます。

説明は、以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 アンケート、利用者の意見をいかに反映されましたでしょうか。

◎三浦環境共生課長 先ほど申しましたように、40種類の樹木にナンバーを振りまして、
子供たちがそのルートを回りまして樹木に親しんでいただくようなツアー、リニューアル
したり、特に地域の子供たちを巻き込んだり、ボランティアの方々に参加していただく
という取り組みを積極的に取り組んでおります。

◎横山委員 私も幼いころは月見山でよく遊んだ記憶があるんです。もう結構前になるん
ですが、施設の老朽化、例えば遊具を更新するようなことはあるんでしょうか。必要性と
いうか。

◎三浦環境共生課長 先ほど申しましたように、途中で遊具の事故が発生いたしましたの
で、その際に大規模に更新をしております。ですので、アスレチックにつきましては比較
的新しい遊具になっておりますが、管理棟が古くなっていますので、必要に応じて修繕を
することで考えております。

◎横山委員 利用者もふえているということで、すごくいい取り組みをされていると思
います。安全にはまた十分留意して、よろしく願いいたします。

◎土森委員 牧野植物園は随分よくなりますね。用地買収する計画が借地になったという
報告がありましたが、どういう経過があったんですか。

◎三浦環境共生課長 牧野植物園は南園から始まっておりますが、さらに本館の北側の施
設を拡張する際にも地権者に対して、売っていただきたいと。スモモを栽培されていまし
て、なかなか思い入れがあり、売却したくない思いが非常に強いということで、その際
にもその果樹園を続けたいということで続けておられました。ただ、今回につきましては、
なかなか土地自体の売却は心情的にということなんです、お貸しすることについては「わ
かった」ということで御了解いただいたこととさせていただきます。

◎土森委員 借地料は大体どれぐらいになるんでしょうか。

◎三浦環境共生課長 ファミリー園が、面積としまして1,424平方メートルでございます。
ファミリー園につきましては、借地の年額、今、予定としまして、176万8,000円余りを
予定をしております。スタディ園につきましては、全体の面積は9,067平米でございま
す。年間の借地料が119万9,000円余りを予定しております。

◎土森委員 それぐらいなら余り高くないと思います。これも本当によくなりますね。親

子連れと書かれていますが、子供に夢を与えるような園になってくると思いますのでね。将来、第2、第3の牧野先生を生み出すと書かれて 있습니다。この施設を整備して、供用開始して4万人観光客をふやすということなんですが、これは例えばこういう園を造成して素晴らしいものができるという期待を込めての4万人増ということですか。

◎三浦環境共生課長 期待を込めて、20万人に継続してお越しいただくよう取り組んでいくことで考えております。その中には、県内の方々にリピーターで何度も来ていただきたいことがございますし、県外からもぜひお越しいただきたいという施設にしたいと考えております。

◎土森委員 修学旅行などもいろいろ書いていないですか。とにかく子供たちがこういう場で植物に対して親しむことも非常にいいことだと思います。教育委員会と協力しながら、学校に対してこういうPRができたということもやっていくことになるんでしょうか。

◎三浦環境共生課長 現在、牧野植物園は遠足では御利用いただいておりますが、その学習の場面がなかなか実施できていないことがございますので、今回スタディ園を整備いたしますので学習の場面を合わせまして、展開していきたいと考えております。必然的に小学校・中学校への営業活動をしていくと。あわせまして、思いとしましては県外からも修学旅行で来ていただきたいと考えております。

◎土森委員 非常にいいことですね。県外にもPRを随分やっていくことが必要でしょうね。ほかの県にはこういう園は余りないでしょう。ぜひ、県外の子供たちにも来ていただけるようにね。修学旅行以外は親子で来ることになろうと思いますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

また、いつも思うことに、駐車場の問題がありましてね。これぐらいいいものができるとう当然駐車場ということになってきます。駐車場を広げるんですか。

◎三浦環境共生課長 委員御指摘のとおりで、根本的に今の土地を活用しまして駐車台数をふやすのは困難だと考えております。ただ、現在の第1駐車場、竹林寺様の土地をお借りしていることもありますが、今後の整備に当たりまして台数を少しでもふやしてもらいたいということでお寺とも話しをさせていただきたいと考えておりますし、将来的には近隣の土地を確保しまして、例えば周遊的にバスを運行して利便性を高めていきたいと考えております。

◎土森委員 いつも聞かれることは、行きたいけど行っても駐車場がいっぱい、なかなか行きづらいという声を聞きましてね。この解決もしていく必要がありますね。頑張りたいと思いますね。

◎塚地委員 借地になった経過で、一旦は売却してもいいということにはなっていたんですか。

◎三浦環境共生課長 いえ、一貫して売却はお断りされております。

◎塚地委員 今後何年間、相続との関係とかも含めて契約上はどんなになっているんですか。

◎三浦環境共生課長 これからまだ契約の詳細を詰めてまいりますので、決まった話ではございませんが、こちら側からの提案としまして20年間の賃貸借契約を結びたいということで申し入れしております。先方も、当然20年で植物園がなくなるということではないと御理解いただいておりますので、20年後に改めて更新ということと、もちろん地権者の方は20年後は世代がわりしている可能性がありますので、世代がわりの際には相続人の方々としっかり話をしていきましようとお話しさせてもらっています。

◎塚地委員 そこをすっきり、ぜひきちんとした形で実らせるように、注意深くやっていただくようお願いしておきたいと思います。

それとスタディ園の構想を見させていただいて、お茶とかドングリとかあるんですが、何かこれで学ぶことのイメージが余りこの図を見ただけでは湧かなくて。何かそれはいろいろなおもしろいプログラムをもう既につくってくださっている状況ですか。

◎三浦環境共生課長 実際のメニューですが、現在、牧野植物園において検討いただいているところがございます。この場ではっきりとこういうプログラムですと御提示できればよかったです。現在プログラムを検討しているところがございます。あわせて植物園が主体的に考えるプログラム以外でも、学校側とは調整をさせていただいて、小学校なり中学校が求めているプログラムを実施する必要が出てまいりますので、そこをしっかりと学校とも話をさせていただいて詰めていくように考えております。

◎塚地委員 果樹とか地主が大事にしたいものも、ここへ残して下さっていたりするんですが、プログラムの立て方によってはそういう上物を植栽し直すということは、地主との関係で、大丈夫なものなんですか。

◎三浦環境共生課長 基本的には今回お借りします土地については、もう植えているものについては県にお任せするということになります。ただ、県といたしましてもスモモの生産で有名な土地でもございますので、スモモにつきましても一部残して学習に使っていきたいと考えております。

◎塚地委員 ファミリー園のトイレですが、当然ウォシュレットになっているんでしょうね。

◎三浦環境共生課長 正確なそこまでの詰めは現在してございません。標準的なトイレで考えておりますが、ウォシュレットにつきましても、これからの検討材料になりますので、御意見を尊重しまして、ウォシュレットをぜひ導入したいと思います。

◎塚地委員 もう大体それが定番の状態になっているのと、高齢者の方々もお越しになりますので、必ずそのように検討をお願いしたいと思います。

◎梶原委員長 これまで県の購入を目指して交渉されたということで、今回賃借というこ

とになったんですが、購入するとすれば、この広さでこの場所でこの土地は大体、幾らぐらいが妥当なラインの購入額と考えて交渉されたんでしょうか。

◎三浦環境共生課長 具体的に地権者に対しまして、売却に向けての金額の提示はしてございません。入り口で売ることにはだめだということでございますので。ただ、土地鑑定を行っておりますので、全体で7,500万円前後の土地鑑定評価額となっております。

◎梶原委員長 先ほど塚地委員からもありましたが、今後の牧野植物園を考えると一度こうしてファミリー園、スタディ園を整備をした後、なかなかそこをなくすという県側の選択肢はないので、今回は賃借という形になったんですが、県としてしっかり使わせていただきたいということは、ぜひ息の長い取り組みをお願いしたいと思います。

あと、こどもの森なんですが、指定管理になる前の入園者数にだんだん減少傾向があって、平成17年の指定管理制度導入前よりさらに平成28年度は少なくなったという現状なんですが、例えば、先ほど横山委員も自分たちも子供のころ行ったと言われました。途中で先ほど言われた遊具の事故等々もあった中で、今来られている平成28年度2万2,000人が県内のどういう地域から来られているか、そのバランスなどは少し分析されていますか。

◎三浦環境共生課長 施設としましては無料で開放しておりますので、その利用者の方々に対して正確な形でどこからお見えになられているか把握できない状況ですが、利用者の要望、アンケート等の実施結果を見ますと、圧倒的に地元住民の方々、あと小学校の子供たちが多い状況でございます。

◎梶原委員長 その辺もできる限り分析もしていただいて、広く、もちろん地元の方もそうですけど、県内さらにはいろんな方に来ていただけるような取り組みをまた今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

◎横山委員 造成工事ですが、いつから工事をしますか。今のところ工事はまだですよ。

◎三浦環境共生課長 今回議決いただきました暁には、年明け1月ぐらいに、一般競争入札になろうかと思っておりますので、公募いたしまして、入札を実施しまして、できれば3月中には着工したいと考えております。

◎横山委員 道も先ほど土森委員も言われていましたが、工事のヤード自体が相当狭くなってくるのではないかと。なかなか難しい工事のような気もしていますが、土などを搬出搬入するときに危ないことがあったら、後々、この牧野植物園に傷がつくことになったらいけないので、安全第一で、ぜひそこは徹底してやっていただきたいと思っております。

◎梶原委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続きまして、林業振興・環境部から、4件の報告を行いたい旨の申し出が

あっておりますので、これを受けることにいたします。

〈林業環境政策課〉

◎梶原委員長 まず、「第三期森林環境税の成果と課題及び今後の方向性について」、林業環境政策課の説明を求めます。

◎坂本林業環境政策課長 今後の森林環境税のあり方の方向性につきまして、御報告させていただきます。最初に、本日、追加でお配りさせていただきました資料をもとに御説明させていただきたいと思っております。現在、国で検討が進められておりまして、昨日決定されました、与党税制改正大綱に盛り込まれました国の森林環境税（仮称）につきまして、本日、概要を御説明させていただき、その後、本県の森林環境税について御説明させていただきます。

追加資料の1ページをごらんください。タイトルの下に記載してありますように、平成36年度から森林環境税（仮称）の課税を開始しまして、森林整備等に要する財源を確保するために、次期通常国会におけます森林関連法令の見直しを踏まえまして、平成31年度税制改正における森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設するものでございます。下の棒グラフに示されておりますとおり、森林環境税の課税は東日本大震災を教訓とした防災施策対応分として、個人住民税均等割に1,000円上乘せする措置が終了いたします翌年度の平成36年度からとなっております。このため、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保するものとなっております。一方、新たな森林管理制度が平成31年度から施行されるため、森林環境譲与税は平成31年度から地方団体に配分されることになっております。

2ページをごらんください。真ん中の棒グラフに記載しておりますとおり、平成31年度から平成35年度までは森林環境税の課税がないことから、国の特別会計で借り入れを行いまして、地方に譲与税が配分されるということになっております。この借り入れにつきましては、将来の森林環境税の税収の一部で償還されることになっております。このため、森林環境税の税収の約600億円の全額を地方に配分するのが、平成45年度以降になりまして、それまでの間は段階的に地方への配分額が引き上げられる予定になっております。また都道府県と市町村の配分割合につきましては、棒グラフの下の表にございますように、当面は県に2割、市町村に8割ということになっております。最終的には、右に行きますと、県に1割、市町村に9割ということになっております。

次に、3ページをごらんください。左側は、平成36年度から施行されます森林環境税の課税の流れでございます。個人住民税均等割の上乗せとしまして1人当たり1,000円を市町村が賦課徴収いたしまして、国の特別会計に支払います。右側は、平成31年度から施行されます森林環境譲与税の配分の流れでございます。譲与税は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口によりまして都道府県と市町村に配分されます。配分されました譲与税は、

都道府県では市町村支援に、市町村では間伐や人材育成等に充てられますが、使途の詳細は今後の法令の規定内容を精査する必要があると考えております。

次に、林業環境政策課のインデックスのつきましたA3の横長の補足資料で、本県の森林環境税について御説明させていただきます。第三期森林環境税の成果と課題及び今後の方向性ということで、森林環境税につきましては、平成15年度から県民均等割に500円を上乗せする形で個人と法人を問わず御負担をお願いしております。年間約1億7,000万円の税収をいただいております。森林環境税の事業としましては、(1)の森林環境保全を進める事業、主にハード事業でございます。(2)の県民の皆様への森林への理解とかかわりを深め広げる事業、主にソフト事業となっております。大きな2本の柱立てになっております。

次に、第三期の事業の成果でございますが、①の森林整備では、水源涵養機能等の公益的機能が低い人工林の保育間伐及びCO₂吸収効果が高い人工林の保育間伐を支援しております。右の成果の欄にありますように、合わせて計画面積を達成しております。今年度末までに約7,393ヘクタールとなる見込みでございますが、なお、保育間伐が必要な面積はまだ多くあるため引き続き森林整備が必要な状況でございます。また、②のシカ被害対策では、くくりわなの配布によりますニホンジカを中心に捕獲することで、森林の公益的機能の発揮に貢献できました。また、希少野生植物に対する鹿の食害を防止する保護柵を設置することで、希少野生植物を保護することができ、一部は回復傾向となっております。次に、(2)の県民の皆様への森林への理解とかかわりを深め広げる事業の中の③森林環境教育でございますが、子供たちに森林の持つ公益的機能の理解を深め関心を持っていただくために、指導者の育成や森林環境学習に取り組んでおります。1段目の指導者養成では、リーダーの養成、講師の派遣によりまして森林環境についての理解を子供たちに広げることができております。2段目にございます高校生を対象とした森林環境教育では、体験学習などを通じまして多くの高校生に森林環境の大切さを理解してもらうことができました。3段目の山の学習支援事業では、小中学校の総合的な学習の時間などに多くの小・中学生の生徒の皆さんに参加してもらい、森林の大切さ、木の役割を学んでいただくことができ、森林環境の重要性への理解を深め、進めることができました。④の県民の主体的な活動への支援では、県民の幅広い参加を得ながら、県民みんなで森を守ることにつながることをしております。1段目の幅広い広報では主に森林環境税の広報紙としまして「mamori(マモリ)」を発行し、全小中学校の児童・生徒に配布するなどしまして、森林の持つ公益的機能などの理解に努めてまいりました。また④の2段目につきましては森林環境税が導入されました年に、11月11日を「こうち山の日」として制定しております。県民の皆様が主体となって行う植樹や間伐体験などの森林整備活動などに御参加いただくことにより、多くの県民の参加を得ることができました。また、森林ボラ

ンティア団体によります間伐などの森林整備への参加者数が近年減少傾向となっていることが課題となっております。⑤の木材利用の推進では、保育園・幼稚園の学校関連施設等の公共的施設などにおきまして、県産材を積極的に利用する木質化や、学校の机、椅子などの導入を支援することによりまして、多くの県民が木に触れ、木のよさを実感してもらう機会を提供することができております。

左下のⅡ森林環境税の今後の方向性というところをごらんいただきたいと思います。平成25年度から始まりました第三期の課税期間の5年間で本年度で満了しますことから、県民の皆様の森林環境税に対します御意見を把握するため、昨年度、県民世論調査ですとか企業アンケートなどを実施いたしました。県民の皆様の御意見では、7割を超える方々から継続の御賛同をいただいております。その下の森林環境を取り巻く状況の変化では、伐期を迎えました森林の増加により保育間伐の対象となる森林が年々減少傾向にあるということがございます。また4つ目にありますように国内では記録的な豪雨による山地災害が頻発しておりますし、最初に御説明しましたように、国における森林環境税の創設に向けた動きが進んでいることなどがございます。次に県民の御意見やこういった状況の変化を踏まえまして、その右の継続の可否にありますように、この5年間の取り組みは一定の成果を上げておりますが、引き続き事業を継続することが必要であることと、プラスの下にありますように、さらに幅広い県民の皆様に森林の持つ公益的機能の重要性の理解を深めていただき、木のよさを知っていただく取り組みを強化する必要があると考えております。これらのことから、引き続き森林環境税を継続させていただきたいと考えております。

その右端にございます第四期の使途の方向性（素案）をごらんください。本年11月9日に行われました決算特別委員会及び今議会の開会日にございました同委員会からの報告でいただきました、「森林環境税の本来の目的、趣旨を再度検証した上で、森林への県民の理解とかかわりがさらに広がる取り組みを行うことを求める」との御意見を踏まえまして、森林環境税の創設当時の趣旨、森林を取り巻く状況、県民の皆様からの御意見、議会での御議論なども再確認しました上で、次期の使途の方向性について素案としてお示しさせていただきます。

まず、(1)森林環境保全を進める事業では、森林の整備とシカ被害対策を継続するということとしております。なお先ほど国の森林環境税のところで市町村に配分する譲与税の使途の1つに間伐があることを御説明いたしました。詳細につきましてはまだ明らかとはなっておりません。国の森林環境譲与税は、放置された森林を市町村が間伐する場合の財源に充てられるのではないかと今のところ考えておりますが、県の森林環境税は、整備意思のある所有者が間伐する場合の財源に充てられるものでございまして、業者のすみ分けはできるものと考えておりますが、制度の詳細が明らかになりましたら、県議会におきまして改めて御説明させていただきたいと考えております。

次の（２）県民の皆様の森林への理解とかかわりを深め広げる事業につきましては、県民みんなで森を守っていくという設立当初の理念を再認識しまして、より幅広い県民の皆様の理解とかかわりが広がるよう、新たな取り組みを展開しますとともに、これまで行ってきた事業につきましても工夫していきたいと考えております。まず、森林環境税の趣旨でございます、県民みんなが森林の重要性を認識し、森林環境の保全活動に主体的に参加していただくためには、森林環境教育が重要であるということから、③の森林環境教育をさらに拡充し、木のよさと木材利用の意義を学ぶ木育の一環としまして、乳児のいる保護者の皆様に市町村が県産材による木製のおもちゃなどを配布する際の購入費を支援することを考えております。これは乳児の保護者にとりまして出生・育児という保護者の自然や環境への意識が変わることが期待されます時期を捉えまして、森林の持つ公益的機能の重要性ですとか、木材利用が森林環境の保全につながるといったことを理解していただくきっかけにしようとするものでございます。④の県民の主体的な活動では、林業学校の短期研修で現在支援しております森林ボランティアの安全衛生研修を引き続き行いますことで、ボランティアの活動が広がっていくために最も基本となります安全対策に努めてまいりたいと考えております。これに加えまして、鳥獣被害対策コースの研修を対象にすることを考えております。また、決算特別委員会から「森林保全ボランティア活動の活動回数が当初の想定を下回っているほか、ボランティア団体も減少傾向にある」との御指摘をいただいておりますので、こうち山の日ボランティアネットワークを活用するなどして、ボランティア活動が広がっていく取り組みを強化していきたいと考えております。その下の新規の林業・森林環境学習フェアにつきましては、先ほど申しました森林環境税の趣旨でございます県民の主体的な活動をさらに活発にしていくため、より幅広い方々に森林環境保全の重要性を理解し、木材利用や森林への関心を深めていただけるよう、集客力のある場所で森林環境学習に関するイベントを開催しようとするものでございます。第三期森林環境税の成果と課題及び今後の方向性の概要は以上でございます。

次に、今後のスケジュールにつきまして簡単に御説明させていただきます。資料はございませんが、県の森林環境税の継続の可否及び第四期の使途の方向性につきまして、県民の御意見をお伺いするために、12月末から30日間のパブリックコメントを行う予定でございます。御意見をお伺いする際の資料としましては、5年間の成果、実績を取りまとめた資料と、それから、国の森林環境税に関する資料を添えることを考えております。今後、パブリックコメントの結果を受けまして、国の森林環境税や森林環境譲与税の仕組みを精査した上で、来年2月県議会定例会に県の森林環境税を継続するための条例改正案を提案するべく準備してまいります。

以上で、説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 県税で、多くの県民から賛同いただいているということで、この資料を見たら成果がかなり出ている。75%ぐらい出ているのは、県民の皆様幅広く事業や成果が伝わっているという手ごたえはあるのでしょうか。

◎坂本林業環境政策課長 森林環境税、始まった当初はもう少し賛同意見が高うございました。80%程度から徐々には下がってきております。ただ、7割は超えておりますので、おおむね御了解いただいております。ただ、委員が言われますように、隅々まで森林環境税のことが伝わっているかといいますと、隅々までは至らない面もあろうかと思えます。そういったことで、先ほど申しましたような、より広報面の強化といった工夫を今後していきたいと考えております。

◎横山委員 下がったといえども高いんですが、下がったということはしっかり真摯に受けとめていただいて、いろいろ広報活動に努めていただきたいと思います。

また、高校生の232名に対して、資格取得の機会を設けることで林業への就業のきっかけづくりができたとありますが、詳しく御説明いただけますか。

◎坂本林業環境政策課長 高校生を対象に、主に産業高校、具体的に言いますと、農業高校の林業コースといったところの生徒が中心になりますが、ユンボといった資格取得の要る機械を使えるような講座に参加していただいて、森林整備にかかわるきっかけづくりになればと実施しておるところでございます。

◎横山委員 就業へのきっかけづくりができたということは、この資格を取られた232名の中から林業従事者になられた方が出ているという解釈ですね。

◎坂本林業環境政策課長 全員が全員ではございませんが、昨年度で申しますと、うち3名の方が林業学校に入ることに結びついております。

◎横山委員 そうやって林業従事者を県税からも生み出していることは、県民にも投資されていることになるので、すごく有意義なことだと思っています。

また、森林ボランティア向けの安全衛生研修に加え、鳥獣被害対策コースの短期課程を新しいメニューに入れているんですが、どういう内容でしょうか。

◎坂本林業環境政策課長 林業大学の短期講座がございます。その中の一つのメニューとして鳥獣被害対策に対する講座がございます。短期講座ですので、一般の方も参加できます。それを森林環境税のほうで対象として一般の森林ボランティアの方ですとか、そういったところを対象にしたいと考えております。

◎横山委員 この対策コースは、既に林業大学で教えられていると。これを受けることによって、何か鳥獣被害の対策の担い手になれるという解釈なんですか。

◎坂本林業環境政策課長 直接、鳥獣被害対策の担い手というよりは森林整備といったところにかかわる、先ほど申しましたくくりわなですとか、森林整備を行う上での鳥獣被害がございますので、そういった面に対する対策や必要性といったことを学んでいただく趣

旨でございます。

◎塚地委員 森林環境税を県で導入するとき私どもも賛成をして、まだ山に対する意識が醸成されてない中で、やはりそういう意識を県民の皆さんに持っていただくことが大事だということで、珍しく増税に賛成をする立場をとって創設を推進してきた経過があります。今回、そういう全国的にも山に対する意識も随分と上がってきて、新たに森林環境税に国自体が取り組むことになったときに、一定、県としての独自の役割は終わりかけているのではないかと私どもも今考えているところなんです。ただ、ここに出されていますように、実質、森林環境税として、前倒しで県と市町村にはお金が入ってくるけれども、県民の皆さんからいただくのは平成36年からということなので、その時期まで今回は見合わせて状況を見ましようかという議論で考えつつあります。使途の中で一つ決定的なのは、森林ボランティアの皆さんが本当に具体的に役に立ってくださっていて、すごい活動量なんです。95回、延べ1,511人の参加ということは、1回の回数に延べると大体15人弱ぐらいの方々が必死で奮闘しているという数字なんですけれども、強化策として、この安全衛生研修ぐらいしか増加に転じるという方向、もう少し真剣に検討しないといけないのではないかと思います。そこらあたりはどうなんでしょうか。

◎坂本林業環境政策課長 先ほど申しました安全研修は基礎中の基礎と申しますか、まずは安全にできるというベースがないとボランティアにも参加していただけませんので、それは拡大策ではないと思っております。委員が言われましたように、確かに徐々には減ってはおります。その原因としまして私どもが思いますのは、平成15年に森林環境税を開始しましてからもう15年ということで、例えば定年退職された方が始めますと、もう75歳を超えているといった高齢化によって参加者数が減っているのではないかとということが一つの分析でございます。それもあるとは思いますが、それを受けまして先ほど申しました、例えば、広報誌などで森林ボランティアの活動を広く広めると。それも紙媒体だけではなくて、森林環境税の委員からも御意見をいただいているんですが、インターネットと連携して、例えばQRコードを使って発信するといった活動の方を広くPRすることも御提案いただいておりますので、そういった面で活躍できる方を広くPRするのも一つの手かなと。あとはこうち山の日ボランティアネットワークと先ほど申しました、そういったところにこういった活動の事務局を置いております。そういった機能をより強化していくことも今後考えていきたいと思っております。

◎塚地委員 定年退職された方は、年金ががが下ってきています。今度の退職金も危ない状況になっています。具体的に行き帰りの交通費とか、あくまでボランティアというたてりなんです。出すばかりではなかなか続かないことも具体的にあるので、そういう部分のリアルな話で何が最も打つ手としていいか、丁寧に聞き取りもして対応をぜひお願いしておきたい。

◎坂本林業環境政策課長 現在、ボランティアのリーダーとなる方への報酬は一部出しております。また、保険料は参加する方皆さんに出しております。今言われたことは、どこまでできるか事務局といろんな団体に課題をお聞きして、できるだけ前向きに進めていきたいと思っております。

◎土森委員 国がこうして取り上げてきたのは、すごいことです。それも平成 31 年から平成 36 年まで、特別会計を利用するという。日本政府ができて、こういう事業で特別会計に 600 億円を入れることは初めてなんです。それぐらい国は山に対して力を入れてきたということです。関心を持って山を守らないといけないという一つの考え方が初めての財源確保。当然税が入ってき始めると返済していくというシステムなんですけどね。これは高知県がスタートして、それを国が大きく参考にした部分はあるんです。森林環境税を提案したのは私です。当時、水源税ということから始まったんです。4 年かかりました。税を幾らにするか、取るべきかどうかという議論から始まって、もう本当にびっくりしたのが塚地委員のところの珍しいことに賛成に回ってくれました。それで全会一致でこういう税が入ったんです。その後、順調に所期の目的を伺って、それに対してずっとこの税を利活用してきたということ。ことし、決算特別委員会でも言わせていただいたのは、どうも最初の目的意識が希薄になってないかという意見が出てね。再度検証した上で、新しく次に、また 5 年間取るわけですから。そういうときにはしっかり所期の目的を検証しながらやってくれということで、今説明がありました。非常にいいことだと思います。新規も入っています。出生・育児ということ、これはいいね。ここまで当時は考えていなかった。本当にこれもいい新規事業が入りました。それと、新規で林業・森林環境学習に関する、最初からこれは入っていました。この辺が欠けている部分で、決算特別委員会で提案したんです。本当に、こういうことは国が取り上げてやってくれると。例えば、高知県が一つの大きなモデルになってやったということ。それから山の日、これも私の提案でやったんです。国が統一して 8 月 11 日になった、旗日になった。これもすごいことです。それぐらい山に関心を国民が持つということですからね。今後、全国から高知県に視察に来る可能性がある。どういう運営方法でやったらいいのかとか、そういう受け皿的な対応をしておく必要があると思います。そういうことをお考えになっているのかどうか。とにかく所期の目的は絶対忘れたらいけないと思います。最初は子供たちあるいは県民の皆さんに、山に対しての感謝の気持ちと恩恵を認識していただきたいということからスタートしていますのでね。ぜひそういう方向で対応してください。

◎梶原委員長 各委員の皆さんの意見も踏まえて、2 月議会の条例提案についてはしっかり今後も検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、質疑を終わります。

〈森づくり推進課〉

◎梶原委員長 次に、「平成 30 年度高知県林業大学校（基礎課程）研修生合格者の状況について」、森づくり推進課の説明を求めます。

◎塚本森づくり推進課長 平成 30 年度高知県立林業大学校の基礎課程の研修生合格者の状況について御説明させていただきます。お手元の資料、報告事項の赤色で森づくり推進課のインデックスがついた裏側の 3 ページをお開きください。平成 30 年度の県立林業大学校の基礎課程の研修生につきましては、募集定員を 20 名とし、推薦試験と一般試験により研修生の選考を行うことにしています。1 の受験者の状況でございますが、10 月 14 日に推薦試験を行い、12 名が受験し 11 名が合格しています。また 12 月 2 日に一般入試の前期試験を行いました。9 名の募集に対し 18 名の方が受験され、募集定員を 20 名とした場合、9 名の方が不合格となります。全国的な景気の回復によりどの業種も労働力不足となっており、林業においても深刻な状況が続いております。林業事業者の方々からは、現場で即戦力となる人材を 1 人でも多く確保したいとの要望がございますことから、2 一般入試（前期）試験の合格者の 1 つ目のぼつに記載しておりますとおり、志を持った人材の確保は急務となっております。そのため、志の高い受験生を可能な限り受け入れていくことといたしました。その下に記載しておりますとおり、教室につきましては、この 11 月に新校舎が完成し、若干のスペースがございます。演習林での実習につきましては、1 班 5 名の 4 班集体で実施しており、研修生の機械操作時間が減少する、指導者の負担がふえるなどのマイナス面はございますものの、安全に十分に配慮すれば 1 班 6 名まで受け入れ可能であり、4 班で最大 24 名まで受け入れることができます。また、労働安全衛生法に基づく資格講習につきましても、カリキュラムを組みかえることにより、24 名の受け入れが可能です。このため、定員を超えて研修生を受けられることができるように、高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正し、13 名を合格とすることといたしました。これによりまして、一番下の表のように、基礎課程の合格者は推薦試験と前期の一般試験合わせて 24 名となります。県といたしましては、大志を持って入校された研修生の皆さんが林業の新しい風を感じ、自分の力量を向上させる学びとなるよう、林業大学校の充実強化に努めますとともに、全国から多くの研修生を受け入れ、隈校長のもとで、林業を生涯の仕事として本県のみならず、将来の日本をリードするすぐれた人材を育成してまいります。

以上で、説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎大野委員 この 24 名の合格のうち、県外、県内、どういう状況なんですか。

◎塚本森づくり推進課長 24 名のうち県外勢が 5 名でございます。

◎横山委員 推薦は、どこからの推薦になるんですか。

◎塚本森づくり推進課長 推薦につきましては、学校長の推薦が一番多うございます。

◎横山委員 この 11 名は高校から来たと。

◎塚本森づくり推進課長 県内の高校生が一番多いですが、大学や専門学校からの推薦もございました。

◎土森委員 これだけ応募が来るということは、素晴らしいこと。当初こんなに多く来るという期待をしていなかったけど、それだけ関心を持ってくれ始めたことで、いいことだと思います。入学した方たちが、しっかりここで勉強してよかったねと。また、就職につなげていく必要がありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎梶原委員長 以上で、質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎梶原委員長 次に、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の改正について」、環境共生課の説明を求めます。

◎三浦環境共生課長 環境共生課からは、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の改正の案につきまして御説明させていただきます。赤のインデックスで環境共生課のインデックスのページをお願いいたします。四万十川流域での太陽光発電施設の取り扱いに関するものでございます。背景といたしましては、再生可能エネルギーの推進のために固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電施設の設置が進みまして、全国的にも景観や環境への影響が指摘されてきております。四万十川条例の重点地域におきましても、条例に基づく設置申請が増加してきておりまして、流域の市町から県に対して相談があり、市町とも協議しながら、平成27年3月に四万十川条例に基づく、流域の保全や振興についての重要事項を審議いたします四万十川流域保全振興委員会におきまして協議をお願いいたしました。太陽光発電施設は景観への影響が大きく、流域の風景にそぐわない、また、施設から発生する濁水対策が条例規則で明記されていないなどのことが課題として提起され、その対策につきましてこれまで当保全振興委員会や流域市町と協議を進めてまいりました。この10月の四万十川流域保全振興委員会におきまして、内容がまとまりましたことから、施行規則を改正するものでございます。

改正案の内容ですが、下の枠にございますように(1)としまして、許可が必要な工作物に太陽光発電施設を追加と記載しておりますのは、現行の規則では太陽光発電は大規模な工作物で風力発電その他のこれに類するものとして運用しておりますけれども、今回の改正で太陽光発電施設を工作物の1つとして明記し、設置には許可が必要な施設であることを明確にいたします。(2)の景観を保全するための許可の基準に太陽光発電施設の遮蔽を追加とありますのは、太陽光発電施設を設置する際には、四万十川から見たときに太陽光発電施設が直接見えないように遮蔽をするよう、規定するものでございます。遮蔽の方法といたしましては、植栽や木柵でございます。(3)の許可基準の濁水対策ですが、現行の規則におきましては、設置工事を行う際に発生するおそれのある濁水への対策につきましては規定がありますが、工事完了後につきましては規定がないため、一番下に記載し

ておりますように、「当該行為の施行に際し」の規定を「当該行為に際し」と改め、工事完了後も濁水対策を講じるよう改正を行うものでございます。今回の規則改正につきましては、パブリックコメントを実施いたしまして県民の皆様の見解も伺いました後に、来年4月に施行したいと考えております。なお、一般の方々にも制度を御理解いただきますよう規則の改正にあわせて手引を改定し周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 濁水対策は、当たり前のような気がして、四万十川で保全条例があるからこういう縛りをつけることができるのかとも思慮しますが、ほかにこの濁水に対して何か上がってきている事例などはないんですか。

◎三浦環境共生課長 四万十川流域以外でも、過去、太陽光パネルを設置しました後に、その土台となる用地について、草が生えてくるであろうという期間まで土がそのまま裸地でしばらく放置されることがございまして、そこから雨水が流れ出る事態が発生して、地域住民から声が挙がる事例をお伺いしております。

◎横山委員 それはその設置業者が対応したんですか。

◎山下新エネルギー推進課長 過去に私どもが聞いている事例では、その後、住民との話し合いなどを通じて対策は一定されたと理解しております。

◎横山委員 四万十川条例があるから、こういうふうにも後々に対しても濁水対策をしてくださいということができるんですけど。例えば仁淀川や物部川などに関しては、そこまでの縛りはかけることはできないんでしょうか。

◎山下新エネルギー推進課長 個々の条例とか規則等に全て今、わかっているわけではございません。詳細の部分までないので、個々の法令とか規則によるものとは思いますが、当然ないものもあると思います。

◎横山委員 四万十川だけでなく、後々も濁水対策をすることは当たり前の話だと思うので、法令の関係とかいろいろあると思うんですが、いろいろ設置後もしっかり注視していただきたいと思います。事例があれば、柔軟な対応をとって対策をしていただきたいと思います。

◎土森委員 今、説明を受けていて、一つの事例を取り上げて条例改正したと受けとめました。というのは、あるところに太陽光発電所を設置するというところが出てきて、賛否両論、議論があって、地元交渉など、大変な状態でした。それで、今できていないんですけどね。そういうことがきっかけになってこの条例の改正になったと思わざるを得ないと思います。そうでないと、この条例改正などはできていないと思いますが、どうですか。

◎三浦環境共生課長 関係市町からの御相談で事実としてございます。今回、条例改正の要点としましては、一律に太陽光発電の設置を制限、禁止する趣旨ではなくて、風景にそぐわないことを解決しましょうということで、遮蔽をしてください、風景を維持するよう

に協力をしてくださいという趣旨で今回の規則改正をするということで、関係市町とも協議を重ねて、御了承いただいている状況でございます。

◎土森委員 景観と濁水ということが全く事例の位置に当てはまるんです。そうでしょう。例えば、太陽光、新エネルギーということで今、注目されて随分ふえてきました。そういうことを考えると、例えば景観ということで、しっかり河川側からそういう施設が見えないようにしながらも濁水ということもあってね。事例の場所は、昔、つかったところだと言われていまして。その基準というのをどこまで。これは洪水ですが、過去の例など、9万年前の何かがあって、すごい裁判が出た事例があります。これは別の話ですけど。これはあの事例をもってつくり上げたものかなと思います。言いかえれば、当該地域でこれをクリアすれば太陽光発電ができる、設置ができるということですよ。難しくなったと。

◎三浦環境共生課長 景観という観点でいえば、遮蔽部分をクリアしていただければ設置が可能になると判断していくことになると思います。

◎土森委員 問題は、地元や関係する団体の賛成を得ないとこれは無理なんですよね。せっかく、そういうものをやろうとしてもなかなか難しい状態になる。なってきた。なった。ということになりましたね。そういうことですね。

◎梶原委員長 関連で新エネルギー推進課で、県の太陽光設置のガイドラインを以前つくって、その多くが努力規定、事業者に対して事前の市町村住民に対する説明などです。ガイドラインをもう少し見直していこうという話はまだ全然ないですか。どうですか。

◎山下新エネルギー推進課長 委員長がおっしゃられるとおり、太陽光発電施設に関するガイドラインを平成28年の3月に策定して先般改定したところでございます。これはあくまでも自主的な取り組みを求めると、事業者にお願ひすることでございますが、ぜひそういうことは守っていただきたいと周知も図りながらやっていきたいと思っております。一方で、国のFIT法がこの4月に改正されまして、その中のいろいろなことがまた事業者に求められるようになっております。地域との共生の観点から地域の方々への配慮ということも必ずしなければならぬことではなくて、推奨事項として定められて、事業者に求められております。改正FIT法の中で、いろいろなトラブルがあれば国に通報できる制度もございまして、国がそのトラブル事例などを受け付けて、必要に応じて指導する新たな制度もできていますので、こういう制度の運用を図られる中で徐々に地域と調和した事業となることを目指していければと思っております。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈環境対策課〉

◎梶原委員長 次に、「「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」第4回及び第5回委員会の審議の概要について」、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 お手元の環境対策課の赤いインデックスがつきました、19ページを

お願いいたします。報告事項、「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」第4回及び第5回委員会の審議の概要について御説明をいたします。

最初に、10月27日に開催されました、第4回委員会におけます審議の概要です。前回の第3回委員会におきまして、公募により4カ所の応募があったことを御報告いたしましたので、第4回委員会では、まずこの4カ所がアにお示ししてごきます応募可能な土地要件を満たしているか、その要件に関する情報を記した地形図などを委員に確認してもらい、4カ所ともにその要件を満たしていることの判断がされました。次に、イにお示しをします1次スクリーニング項目につきまして、委員に幹線道路からの距離ですとか、地形的条件の土地の勾配が14%以下であるかどうかを色分けした図面などを確認してもらい、4カ所のうち1カ所がスクリーニング項目を満たしているとの判断がされました。なお、この項目の④でごきます土地の利用状況につきましては、4カ所全てが土地所有者からの応募でありましたことから、確認するまでもないとの判断がされました。以上のことから、応募のありました4カ所のうち1カ所が1次調査対象地に追加されまして、次のスクリーニングに進むことになりましたので、既に第3回委員会において決定されておりました1次調査対象地104カ所と合わせまして105カ所に対しまして、2次スクリーニングを行っていただきました。

2次スクリーニングの評価項目と評価基準は、(2)の表にお示ししたとおりでございます。この評価項目のうち、上から重要文化的景観の重要構成要素、それと四万十川条例、この2項目につきましては、調査対象地がこの項目に該当した場合でも、所定の手続により開発が可能となるわけでございますが、そのような規制がされている場所に最終処分場を整備することは望ましくないとの判断によりまして、調査対象地の一部でも該当すれば除外をすることとされました。その次の常時水流のある谷は、調査対象地内に確認された場合、その箇所は流域面積が広く、水が集まりやすいため、土砂災害が発生する率が高まると考えられますことから、最終処分場を整備することは望ましくないとの判断により、調査対象地の一部でも該当すれば除外することとされました。下の11項目につきましては、調査対象地の全範囲がその区域に該当しない場合は丸、一部が該当する場合は三角、全範囲が該当する場合はバツと評価することとされました。具体的な評価は、まず105カ所につきまして、必要な情報を記した地形図を委員にお示ししまして、一部でも該当すれば除外するという評価を行う3つの評価項目に該当する箇所を確認の上、それらを除外することが決定されました。次に、11項目につきましても同様に地形図をお示ししまして、それぞれの評価項目の区域に該当するかどうかを確認していただき、評価項目ごとに丸、三角、バツの評価を行っていただきました。その後、三角の評価とされた箇所につきましては、当該評価に該当する部分の面積を除いた場合に、施設の整備のために必要となる5.5ヘクタール以上の面積を確保することができるか否か、また、該当する部分を除く土地の形状

などを個別に確認し、総合的に判断をしていただき、9市町村27カ所が2次調査対象地に選定されました。

資料の右側に移っていただきまして、(3)にお示ししましたように、その次の第5回委員会において、さらに絞り込むためのスクリーニングの評価項目及び評価基準を決定していただきました。なお、委員会の審議は原則公開により行うこととされておりますが、候補地を絞り込むための審議におきましては、地形図などの資料を使い、具体的な場所を示しながら行う必要があることから、非公開で行われています。仮に、その審議を公開をしますと候補地として選定する前とはいえ、その場所が候補に挙がっていることが明らかとなり、土地の先行買収の動きや土地の所有者、地域の方々に心配や不安を与えることなどが懸念されるため、委員会において非公開と決定されたものです。なお、非公開とした審議につきましては、委員会当日にその概要のみではありますが、報道機関の方々に説明を行っております。

次に、その下の2、12月6日に開催されました第5回委員会における審議の概要です。第5回委員会では、まず第4回委員会において委員からいただいた意見を踏まえまして、既に決定しておりました3次スクリーニングの評価項目、評価基準について、移動性の小さい動物を考慮した希少野生動物の生息地を評価項目に追加することや、廃棄物の運搬の利便性について評価する要件を直線距離ではなく、実際に通行する道路の距離により評価することなどにより、一部を見直した上でスクリーニングを行っていただきました。(1)の表は、その見直し後の評価項目と評価基準です。具体的な評価は、まず、地形判読では調査対象地ごとに2万5,000分の1の地形図上に調査対象地及びその箇所を含む最小の流域をお示しし、土砂移動減少の原因となる地形や地質の状況も図面に反映させ、さらに航空写真などの情報とあわせて確認していただきました。そのほかの評価項目につきましても、評価項目ごとに調査対象地と評価の対象となる建物などとの位置関係がわかるように記しました地形図を確認していただきました。また、一番下の評価項目、廃棄物運搬の利便性は道路の通行ルートを示して確認いただきました。このようにしまして、評価項目ごとに丸、三角、バツの評価を行っていただき、その結果を丸の多い箇所からバツの少ない箇所の順番に一旦並べて整理をしました上で、地形判読によって大規模な土砂移動減少が確認できると評価された箇所につきましては、防災の観点から最終処分場を整備することは望ましくないとの判断により除外をすることが決定されました。そのほかの箇所は、個別に三角、またはバツ評価の内容につきまして、周辺の状況や地形などを逐一確認していただき、4自治体の11カ所が3次調査対象地に選定されました。また、その下の(2)にお示ししていますように、次回の第6回委員会において最終の候補地を選定するためのスクリーニングは現地踏査により確認する項目、航空レーザー計測による地形判読、概略の設計図及びそれに基づく概算の事業費を評価項目とし、その評価項目ごとの評価基準に

より実施することが決定されました。また、参考としまして、土地に関する調査を実施し、登記簿情報等を収集することも決定されました。なお、この第5回委員会におきましても、審議の前に調査対象地の絞り込みの審議を非公開で行うことが委員会において決定され、非公開で行われましたので、第4回委員会と同様に、委員会終了後に審議の概要のみを報道機関の方々に説明させていただきました。

来年2月に開催される予定の最後の第6回委員会におきましては、この11カ所の中から、複数カ所の最終候補地を選定していただく予定であり、その後速やかに委員会から非公開とした審議の内容も含めて、それまでの選定過程に関する報告書を県に提出いただき、県民の皆様公表したいと考えております。

以上で、説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

現時点でおわかりになればいいんですけど、最終候補地の複数カ所が、大体何カ所かというのは、本当に適している箇所がこれだけあるという、今の時点で何カ所か決めないで検討するのか、その辺の状況はどうですか。

◎萩野環境対策課長 最終の第6回委員会におきましても、委員の皆様今回お示ししました評価基準、評価項目の情報をお示しして決定していただくことになりますので、まだ今の段階で、それが何カ所になるかは、なかなか申し上げにくいところでございますが、数カ所ということで、説明させていただきたいと思っております。

◎塚地委員 最後の第6回で最終絞り込みですよ。評価項目ごとの評価基準のところの机上作業で出す数字のことなんで、概略施設の計画案と概算事業費がそれぞれ出されているんですが、これは施設規模によっては長年使えることがあって、施設規模と使える年数とでいうと、単純に金額では比較はできない問題が出てくるのではないかと思うんですけど、どういう判断基準にするようになっているんですか。

◎萩野環境対策課長 委員がおっしゃいますように、一定の基準を示して評価しないと、平等な評価ができないので、この新しい処分場の容量としましては、昨年度実施いたしました基本構想のマスタープランの中で17万立米から23万立米という幅でお示しさせていただいておりますので、今回は、概略の設計をする段階では一律に、仮にということで、20万立米ということでやった場合にどのようなものになるかというところで、そうした条件で提示させていただこうかと考えております。

◎塚地委員 単純比較でやるということですか。20万立米の設計をその土地に当てはめてみてやると。

◎萩野環境対策課長 実際に場所が決まったら測量や調査をしまして、実際にどういう形にできるかの数字が出てくるわけですが、まだ今の段階ではその場所がどういう条件なのか、全く机上の作業で情報として持ち得ておりませんので、あくまでも単純にといいまし

ようか、比較するための数値を出すという考え方でございます。

◎塚地委員 せっかくここまで絞り込んできたので、どれぐらい精度を高めるかは別なんですけど、比較の部分はもう少しやりようがあるのではないかという気はしなくはないんですね。今だと結構いろいろなシミュレーションもそれほど必死になってやらなくてもできるものもあるので、この机上の作業がすごいポイントとして大きくて、絞り込むときにはもう少し詳しい状況で比較したほうが結構大きいことになると思うんです。概算の事業費を比べた場合、こっちがすごく高くついたらとばくっと決めて、ここは、はい落ちましたということになると、後の説明がしにくいのではないかと思うんです。余り私も専門家ではないので、これ以上突っ込んではいよう言わないですけど、もう少し細かくしたほうがいいのではないかと思います。委員の御意見も聞いてみてください。

◎萩野環境対策課長 委員からも御指摘がございました。ただ、まだ11カ所残っていますので、その11カ所について、全て概略の設計を書いて、また単価を掛けて事業費を計算していくところがございますので、これも相当な作業量ではあるかと思いますが、なおまたそういった細かい点まで適正な選択の中で判断していただけるような情報が出せるかどうか、これから作業をしていく中で検討していきたいと思っております。

◎土森委員 これは本当に御苦勞をかけている。大変な作業だと思います。専門委員の意見も聞いて105カ所から11カ所にまで絞り込む。最終的には数カ所にしてくるだろうと思います。そうなってくると、箇所の絞り込みができれば、次に来るものは交渉です。実は、現在の処理場のときに大変な問題があっただけね。議会の中で当時のことがわかっている人は、中内委員と塚地委員ではないかな。あの当時、箇所は変える、予算は絞り込まれる、地元との交渉、条件闘争、大変な事が起きたんです。そういうことが当然起こってくる前提で絞り込みをしていくということは必要だと思います。前回は、うちに持ってこいということでしたからね。それではいけないということで、ここまで慎重にやっているとありますが、こういう施設ですから、余り箇所的にはないんですよ。そこをここまで絞り込んでくるということは、本当に御苦勞をかけていると思いますが、最後がきれいに処理できるように対応していくことが最も大事。せっかく絞り込んだが、交渉段階できなくなるとということもあるわけです。そういうことも念頭に置きながら、大変苦勞はかけますがやっていただきたいと思っております。慎重にやりますか。

◎萩野環境対策課長 委員がおっしゃるとおり、絞り込んだ後は最終の建設予定地ということで決めていくわけで、非常に大事なプロセスでございますので、しっかり丁寧に誠意を持って対応してまいりたいと思っております。

◎横山委員 いつもいつも御説明いただきまして本当に御苦勞なことだと毎回思っております。先ほど、塚地委員が言われたことで私もいろいろ考えていたんですけど。現地確認で地質の状況とあるんですけど、工事請負契約の増額では、地質が緩かっ

たということが結構多いです。現地へ行って、地質を見てといっても、なかなかそれはしっかりした中身を見てみないとわからないこともあると思いますし、その辺はどう、この概算事業費に反映してくるのか、見解はありますか。

◎萩野環境対策課長 当然、現地踏査に行くわけですが、まだ所有は他人の土地でございますので勝手に中へ入るわけにはいきませんから、しっかりとどこまで見れるかは、入って構わない場所からでしか見えないと思います。ただ、そのほかに5回目の委員会の審議でも地形判読ということで、既存の資料から地形を見まして危ないところは考えてきたと。さらに、第6回目の委員会では、航空レーザー計測による地形判読ということで、さらに詳しい精度で地形を判読していくということでやってまいりますので、そうした中で相当情報は入手できるものではないかと考えております。

◎横山委員 ぜひ高度な専門家の意見を使っていただいて、よろしくお願いたしたいと思います。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

《水産振興部》

◎梶原委員長 次に、水産振興部について行います。

まず、議案について部長の総括説明を求めます。

◎谷脇水産振興部長 水産振興部からは全ての課において補正がございますので、一括して御説明をいたします。人件費に係る補正予算をお願いしております。右上に②とあります平成29年度12月補正予算の議案説明書124ページの予算総括表をお願いいたします。今回の補正は、水産振興部全体で6万8,000円の減額を行おうとするものです。主な理由といたしましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済負担率の変更等によるものでございます。水産政策課で補正額、増額になっております。これは、水産政策課の中に豊かな海づくり大会推進室の4名増が含まれております。後の課は新陳代謝ということで減っております、結果として6万8,000円のマイナスでございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎梶原委員長 お諮りいたします。執行部より説明を受け、審査をいたしました予算議案

2件、条例その他議案2件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

採決を行います。第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第19号「高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。よって、第19号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号「高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎梶原委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

18日の委員会は休会とし、19日火曜日の午後3時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いたします。

本日の委員会は、これにて閉会いたします。

(15時36分閉会)